

令和2年加美町議会第2回定例会会議録第2号

令和2年6月11日（木曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	木村哲夫君	18番	工藤清悦君

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	浅野善彦君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	佐々木 実 君
商工観光課長	塩田 雅史 君
建設課長	長田 裕之 君
保健福祉課長	内海 悟 君
子育て支援室長	佐藤 法子 君
地域包括支援センター所長	千葉 桂子 君
上下水道課長	大場 利之 君
総務課参事兼課長補佐	遠藤 伸一 君
教 育 長	早坂 家一 君
教育総務課長	二瓶 栄悦 君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	上野 一典 君
代表監査委員	小山 元子 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木 成義 君
主幹兼総務係長	内出 由紀子 君
主 事	鈴木 智史 君

#### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 報告第 5 号 平成31年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 5 報告第 6 号 2019年度株式会社加美町振興公社決算について
- 第 6 報告第 7 号 平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算について
- 第 7 報告第 8 号 令和元年度株式会社かみでん里山公社決算について
- 第 8 報告第 9 号 令和元年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第10号 令和元年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に

ついて

- 第10 議案第39号 加美町税条例の一部改正について
- 第11 議案第40号 加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第41号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第42号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第43号 加美町手数料条例の一部改正について
- 第15 議案第44号 加美町障害者自立支援施設条例の一部改正について
- 第16 議案第45号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第17 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事）
- 第18 議案第47号 工事請負契約の締結について（令和2年度東小野田小学校トイレ改修工事）
- 第19 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事）
- 第20 議案第49号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）
- 第21 議案第50号 物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）
- 第22 議案第51号 物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ）購入）
- 第23 議案第52号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）
- 第24 議案第53号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）
- 第25 議案第54号 令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第55号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第56号 加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第28 議案第57号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 29 議員派遣の件について

第 30 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで

午前10時09分 開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番一條 寛君、12番伊藤 淳君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告6番、17番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔17番 木村哲夫君 登壇〕

○17番（木村哲夫君） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

通告どおり、1か件について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス対策について、3点伺います。

1つ目として、災害等発生時の感染拡大防止の避難所運営計画について。

2点目、小中学校校内通信ネットワーク整備事業の状況について。

3点目、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式による子ども同士の間隔を確保するため全ての学級を30人以下にして感染拡大の防止を行う考えはないか。具体的には中新田小学校4学年が1クラス当たり39人で、町費で講師を配置し1クラス増加し児童の感染防止、学力向上を行う考えはないか。

以上、3点について伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、木村議員からご質問のあった3点について、1点目、私のほうから答弁をさせていただきます、2点目、3点目は教育長から答弁をしていただくことにいたします。

まず、災害等の発生時の感染拡大防止の避難所運営計画等についてのご質問にお答えいたします。

災害発生時における新型コロナウイルス感染対策を伴った避難所の開設並びに運営についての計画についてでございますが、この件につきましては地震や大雨などの災害時において今後避難所を設置する場合にはいわゆる三密、密集・密接・密閉の回避、そして衛生対策を徹底した対策を講ずることが必要となります。このことから、本町におきましても感染防止対策の準備を現在進めているところでございます。その主な内容であります、1つとしては手すりやドアノブなど施設内の消毒、そして2つ目として受け付け時における避難者の健康状態の聞き取り、3つ目として通路や家族間の間隔など十分なスペースの確保、そして4点目としてマスク、消毒液などの必要な物資の調達、5点目として避難者に対する感染防止対策に関する説明と協力、こういったことを盛り込むことにしております。

これらの事項につきましては避難所に携わる関係部署において詳細な取り組みをあらかじめ確認し、事前に従事する職員への研修、訓練を行うなどの確な体制を整えることとしております。宮城県より6月中をめどに避難所の三密を防ぐ方針を盛り込んだ指針が示されることとなっております。今後、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら常に感染対策を検討し、備えていくというものであります。町としましても県の指針、こういったことも参考にしながら計画策定をしまいたいと思っております。

以上、1点目のご質問にお答えをさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。よろしくお願いたします。

ただいま木村議員から2点についてご質問いただきました。それでは、簡潔にお答えしたいと思います。

まず1点目につきまして、小中学校校内通信ネットワーク整備事業の状況についてということでございますが、当初町内小中学校の全ての普通教室並びに特別教室で児童生徒がインターネットに接続してタブレット端末を使用するための校内LANの整備を計画してござい

た。しかし、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、この交付決定額が当初予定していた交付額の55%となりましたことから、事業費を圧縮するよう設計の見直しを行いました。見直しの具体的なことにつきましては、当初小中学校合わせて206教室にWi-Fi環境を整備する計画でございましたが、普通教室96か所に縮小いたしました。工事等につきましては今月中に入札を行い、工期は12月末を予定しております。

続いて2点目でございますけれども、木村議員からご指摘にありました文科省の学校が取り組むべき衛生管理マニュアルによりますと、本町は新規感染者がいないレベル1に相当すると思います。このレベル1におきましては身体距離の確保については児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとなっております。中新田小学校の第4学年につきましては児童数が39名でありますけれども、座席配置を工夫して1.15メートルの間隔が確保できております。今後、感染症が拡大した場合には学級の人数、それから授業を行う教室などについて工夫していくように指示する予定でおります。

また、町費による講師の配置につきましては現在県内では講師不足が大きな課題となっております。これを実現することがなかなか難しいのではないかと考えております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） ありがとうございます。

まず避難所の関係なんですが、先ほど町長が言われましたように4月14日の河北新報の社説を紹介させていただきますと、体育館を使用する場合の従来の仕組みを抜本的に見直すということで、国でも言っているように旅館やホテル等の借り上げも視野に入れたり、あとは民間業者の協力も要請したりということで衛生管理に懸念のない施設を事前に対策を取るべきだということで、間隔を1.8メートル以上、それで体育館やホールなど避難所には段ボール、パーティション、間仕切りなどをとということで社説がございます。また、6月3日のNHKのニュースによりますと、先ほど町長言われましたように、県で各自治体の状況も把握しながら6月中に指針を作るということのようです。そこで、モニターお願いしてよろしいですか。

タブレットのある皆さんにはタブレットへ今発信しましたのでご確認ください。今加美町で床面積当たり1人3平方メートル、大体大きさにするとこの斜線の部分が1人使う分1メートル幅の2メートルぐらい、段ボールベッドを置いたと仮定しております。それで3平方メートルにするにはぐるっと15センチメートル、テンテンテンの部分です。15センチメートル

のスペースしかありません。これで3平方メートル、間隔が0.3メートルになります。別の資料、この画面行きましたか。このようになります。それで、後でご紹介もしますが、東松島市でやった場合、予定の半分ぐらいしか入らなかった。つまり、6平方メートルだと間隔がベッドの周りが50センチメートルぐらい、1人当たり2メートル掛ける3メートルです。それで、国が示しております2メートルの間隔を取るとなると幅が3メートル、奥行きが4メートル、12平方メートルです。約畳7畳ちょっとぐらいになります。少なく見ても畳6畳ぐらいは必要になってくるということから、次移りますが、この画面、行きましたでしょうか。これでご説明しますと、左側に地区を明示しました。小学校区単位とさせていただければ結構です。これは加美町の地域防災計画、平成28年度版、最新版を基にして作っております。その次に地域人口、これは令和元年の12月31日、1月1日付の人口です。それで、避難所防災計画書、この部分です。防災計画書の収容可能人数というのを抜粋しております。その次の欄は同じ防災計画書の中で教室が含んでいるところは除いて体育館を主にした場合の人数です。そのさらに右側、間隔を1メートルにして6平方メートル収納可能にした場合の人数と収容率、一番右側が間隔2メートルの12平方メートルでやった場合ということにしました。この中で特徴的なのは中新田地区なのですが、防災計画書どおりでいっても人口に対して収容率が19.1%、6平方メートルにすると9.6%、12平方メートルにすると4.8%になります。これは防災計画を基にしてやった場合です。

次の資料に行きます。次のページは、これはさらに教室を使わなかった場合、つまり体育館とかそういったところでやるとさらに比率が下がってきます。これから考えてもなかなか今の面積では、特に中新田地区が非常に厳しいかなと感じております。この件について、まず回答いただければ。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいまのまず最初の国とか、あと様々なテレビ報道新聞等でこれまでいろいろな記事等が出ております。その中でも収容人員に関しては当然制限されることから、国においても先ほどご質問ありましたとおり民間のホテル等の活用なりその辺も含めて数多くの開設の準備の検討をされたいという通知も来ております。さらに、様々なスペース、間隔を用いてということでの検討も同時に進めていくということでございます。まず、民間の旅館、ホテル等の活用につきましては、ただいま危機管理室で町内の主に公社になりますが、公社施設も、薬師の湯、林泉館、ゆ〜らんど等、その辺も避難所として活用できるようにその辺の協議を進



めていくということにしております。

それから、ただいま今指定されている避難所関係なんですけど、すみません、本当にここまで間隔のスペース、いろいろ計算いただいてありがとうございます。危機管理室としても今体育館に絞って、指定避難所の中でも体育館に絞っていろいろ計算した結果がございまして。確かに地域防災計画によります収容人員ですと私どもの計算では4,382人ということでこれぐらいの収容人員がありますが、今のところそういった2メートルなり、あるいは3メートル、あるいはそれに関して通路も当然出てきます。そういった幅も考慮しまして収容人員を配置すると先ほど計算の途中で出てきましたとおり、それがどうしても半数にしかならない。これまで2つの自治体、訓練というかそういったスペース配置をしたとも掲載されておりますが、さらに半分ではなく恐らくは3分の1ぐらいになるんだろーという見解も示されております。私どもとしまして、この4,382人という数字割り出した中からさらに半分と見ても2,100人ぐらいが恐らくはこの感染状況の中ではそれぐらいが目いっぱいではないかと考えております。ただ、この人数につきましては現地で何らかの形で試してみないとなかなか、当然その体育館とか施設の配置予定も当然変わってはくるんですが、若干。ただ、実際やってみないとわからないということの面もありますので、その辺につきましては事前にきちんとした形で危機管理室で、我々が段取りして避難所担当職員に事前に研修訓練をして対応して、その上で数値等、考えてみたいと今のところそういった対応をするということでございまして。以上です。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） ありがとうございます。それで、これから県の指針も出ると思いますので十分検討していただきたいということと、避難訓練、特に自治会の自主防災組織をぜひ協力をしていただいて、この町の指定避難所だけではなく各地域の集会所とか自治会の避難するところもぜひ訓練しながら、町の指導でこういう協力を頂きたいと。そうしないと、全て避難所に職員の方が張り付いてしまうと大変だということもあるので、できるだけ共助というかそういったものもやっていただきたい。その中で今朝の新聞、河北新報にも載っていましたが、在宅避難というのも必要ではないかと。必ずしも避難所ではなくその状況に応じてということで今朝の新聞に日本災害情報学会の会長さん、片田さんという方のコメント等もありましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと。

あとは車中泊の場合の気を付けなければならないこととかそういったことも、今後コロナによってほかと接触したくないということで車中泊も増えてくる可能性ありますので、その辺

もぜひ訓練もしくは危機管理室の検討の中に入れていただければと思います。その辺、もしコメントありましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

今回の感染対策におきまして、ただいまご質問ありましたとおりでございます。いろいろ出されている中で避難ということに関しましては難を避けることというずばりそのものになってしまうんですけれども、避難先についてはあくまでも避難所ということだけではなく、もし親戚とか友人とか身寄りのあるところに関しましてはそういったところに、集まって密集というのではなくそういったところがあればそういったところに避難することも考えてみてくださいということも示されておりますし、ただいまもありました車中泊なんですけど、それにつきましてもずっとというわけには当然いかないんですけれども、いろいろエコノミークラス症候群とかそういったことも懸念されますので、ただ、どうしても車中泊ということもお願いしなければならないということも示されております。そういったことも十分注意してやりたいと思いますし、町としましてもそういったことを事前に、全て避難所ということではなく今言ったようなことも対応として考えてくださいということで、あらかじめ広報になるかチラシになるかわからないんですが、その辺で住民の皆様には知らせるとしておるところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） この件について最後なんですけど、6月8日付の河北新報の記事に、避難所増強へ自治体支援ということで国交省が国交省の支援対象ということでこういった避難所、その中に体育館や公民館などの公共施設を改修したり、既に避難所として指定している施設を改築したりする自治体に財政的な支援をします。まさに、今公民館の問題があるんですが、こういった国の制度、もし使えるようであればぜひ検討するのも必要かと思いますが、この件についてももしお考えがありましたら。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに公民館のあり方というのは今回のコロナウイルスの蔓延により検討していかなければならないんだらうと思っております。今のことも含め、それからWiFi環境整備等々も含め検討をする必要があると思っておりますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） それでは、2つ目の件に移ります。

小中学校のネット環境ということで、いわゆるG I G Aスクール構想でありますけれども、各家庭にインターネットの環境ということで教育委員会で各学校にアンケート調査をされていると思いますが、簡単でいいので結果を教えていただければと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

各家庭におけるインターネットの環境でございますが、5月に教育委員会が小中学校の保護者を対象にアンケート調査を実施させていただいております。中学校の対象世帯数が515に對しまして回答率が93.8%、小学校は772世帯に対して88.7%の回答ということでございました。回答の内容でございますが、家庭にインターネット環境がないとお答えになったのが全体の5.8%、インターネット環境があるがW i - F i 環境はないと答えたのは7.3%ということで、インターネット環境がない方とW i - F i 環境がないという方を合わせますと全体で11.8%の家庭がそういう状況にあるということでございました。一方、小学校につきましてはインターネット環境がないとお答えしたのが7.3%、インターネット環境があるがW i - F i 環境がないとお答えになったのが12.8%ということで、合わせまして17%の方々にそういった環境がないということが調査で明らかになってございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） これから2波、3波が来た場合に、昨日一部オンライン授業も行っていた学校があるとお聞きしましたが、今後各学校に広めていってできるだけこれを使う場合の課題とか問題点についてありましたらお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） まず、課題ということでは実際にまだ家庭にそういった環境がないということがまず1点と、それから今回このコロナ禍によって文科省は使えるものは何でも使ってくださいということで家庭のパソコンなり保護者のスマホも利用してほしいという内容のもので通達等が来てございますけれども、このアンケートの中でも親の携帯を使って授業をするというのはいかなるものかといった批判的な内容のご回答もございましたし、昨今のゲーム機なり、あるいはテレビ等も今インターネットに接続できるという状況で、それを使って授業をするんですかというちょっとした誤解的な内容もございました。そういった中でもともと国としては1人1台端末ということで、これは完全に持ち帰りというものを想定した内容だと捉えてございます。なので、現状では本町に関しては1人1台の環境はま

だこれからという中で、第2波、第3波が来たときにどうするのかということで、その辺の設備的な問題等もございますし、実際今小学校にあるタブレット端末を家庭に貸し出すといっても、学校内での使用を前提とした設定でございますのでそれを家庭に持っていっても家庭の環境ではつながらないという状況がございますので、それを設定を変更するというのは大変な作業になってくるので、現実としては難しいかなと考えています。それから、何といっても学校側がそういったコンテンツを配信できる体制というのが整っていないという学校がほとんどでございますので、その辺をどのように改善していくのかというのが大きな課題だと受け止めてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） ぜひその辺、今後検討して第2波、第3波に備えていただきたいと思えます。

3つ目に移ります。先ほど教育長から間隔が1.15メートル、1メートル15センチメートルというお話で、レベル1の1メートルはクリアしているというお話でしたが、現場、5月25日学校再開してからいろいろ見てきましたけれども、幅よりも前後の間隔が非常に厳しいと、改修したことで後ろにロッカーがあつて、前後の間隔がととも1メートルは取れていないのではないかという気もしています。それで、令和2年度の学級と人数というのを教育委員会から資料を頂きまして集計しました。小学校においては10人以下が10クラス、全体で小学校は53クラスです。普通教室だけ集計ですが、そのうち10人以下が10クラス18.9%、20人以下のクラスが25クラス47.2%、30人以下が14クラスで26.4%、35人以下が2クラスで3.8%、40人以下が2クラスで3.8%ということで、小学校に関しては20人以下がもう半数以上を超えていまして、30人以下、35人以下もかなり占めているということで、何とかこの40人以下のクラスを35人、もしくは30人以下にしていだけないかなと。中学校は30人以下が、全体が19クラスです、3つの中学校で。30人以下が13クラスの68.4%、残りが35人以下で6クラス31.6%ということで、中学校は全て35人以下になっておりますが、先日伊藤由子議員への回答も町長からありましたように、河北新報の5月27日付に5月26日の縣市町村長会議で町長が発言されているという記事も載っております。ぜひ30人から35人学級を県でもということで、これは大賛成であります。県でやる以前に、県内の自治体では先ほどお話ししたように自治体の費用で教員ではなく講師という形で採用して学級運営をしている自治体もございます。何とかこのコロナを乗り切る、39人教えるのと3つのクラスになって20数人を教えるのでは先生方の負担も相当違うと思えますし、遅れている子どもたちに対しても一人一人の

フォローをしていくためにはぜひ1クラス当たりの人数をこのコロナの期間だけでも減らせないのかということを考えております。町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 以前から私もそういう、コロナの問題が発生したからということではなく多過ぎるという認識をしております。欧米諸国では20人以下が当たり前でございますから、そういう意味では多いと感じております。基本的には義務教育ですからこれは日本全国同じ基準でもって教育の質が保たれるべきであろうと思っております。ですから、そういった意味からしても知事への発言に加えて町村会から政府への要望事項にも加えさせていただきました。そこが基本だと思っております。また、せめてコロナの期間中だけというお話がありました。恐らく子どもたちが学年の途中でクラス分けがなされるということは余り子どもたちは希望しないだろうと思えますし、子どもたちの教育上、学級づくりという上からして余り好ましくはないだろうと思えます。昨年、中新田小学校は6年生が41人でした。40人でスタートしましたが、途中からお二人が転入してきて41人になりました。3クラスに分けることができたわけでありまして、校長先生がおっしゃったことはこの仲間で1年間勉強して卒業させたいということで、あえてクラス分けはせずに1年間通されたわけでありまして、そういったことから考えますとこの期間だけクラス分けをしてということが果たして教育上どうなのかという思いはあります。基本的には木村議員がおっしゃるとおり、私は日本の義務教育の教師当たりの児童生徒数、余りにも多過ぎるとは認識をしているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 確かに町長言われたとおりだと思います。校長先生にもお話をお伺いしました。まず、クラス分けについては逆に言うと今始まったばかりなので子どもたちや保護者の理解を得た上ならばできないこともない。ただ、先ほど教育長が言われたように講師を探すのも簡単ではないんだというお話、現実も頂きました。思いはあってもなかなかできないというのは現実ではありますが、何とか子どもたちに寄り添った教育ということで、これも新聞記事に教育研究家妹尾さんという方の記事がありますが、心のケアを優先、カリキュラムの消化よりもまず最初に心のケアをして気持ちを上向かせて遅れを取り戻すと。不登校ももともとあったんですが、これによってさらに不登校という可能性も出てくるということで、子どもたち一人一人にできるだけ寄り添えるような教育環境を作らないと大変ではないかということも書かれております。この件について、教育長、ご意見あればお願いいたします。

す。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

まず、先ほど講師の件でございますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、なかなか今県下で講師が足りない状況で、今コロナの期間だけ新たにということは非常に難しいなと思っております。それから学びの保障ということでいろいろ言われておりますけれども、今議員がおっしゃられたように子どもたちのケア、心のケアが非常に大事であると思います。子どもたち、今不安を抱えていますので、むしろ不安ではなくこのようにやれば、このようにやっていけば大丈夫なんだとそういう気持ちにさせることが大事なのかな。ただ、そのときに一番大事なことは子どもたちと接する先生方が時間的にも精神的にもゆとりを持って子どもとしっかり向き合っただけで子どもの表情に気づいて、そして寄り添ってあげる。それが大事であると思います。今、ただきのうも質問あったわけですが、先生方も通常の業務に加えてコロナの感染予防に対することにも注意を払っています。そのための業務も増えています。そういう意味で、何らかの支援は考えていかなければならないのかなと思っておりますけれども、そこは学校現場と話をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） それで、先ほどご紹介しました文科省で出している学校の新しい生活様式の中でスクールバスという項目もあります。スクールバスの三密対策というのはどのようにやられているのか。また、この間休校中のときの運転手さんの人件費、さらに5月25日に学校にお邪魔したときに給食を出していただくと非常に感謝されました。なかなか食べることに大変な子どもたちもいますので、加美町では早速給食を出していただいたということに学校現場から感謝をされました。それで、そのときに給食の調理員さんの休んでいる間の休業補償といいますかそういったものと食材納入業者さんの補償の関係とか、そういったのはこの間どのようになっていたのか、わかる範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、スクールバスの三密対策ということで、現在2便に分けて運行をさせていただいております。中にはどうしても2便体制というのは難しいという学校もございますが、基本的には通常1便だったものを2便に分けて三密対策を実施させていただいております。

それからスクールバスの運転手を初め給食調理員の人件費関係でございますが、基本的には

全員出勤をさせて何らかの業務に充てさせていただいております。なので、通常の、今月給制になってございますが、同じ金額を休業期間中もお支払いをさせていただいております。それから給食の食材関係ですが、休校に伴うキャンセルということで、これにつきましては基本的には自校方式ということで生鮮食品に関しましては町内の業者さんをお願いをして食材を納入させていただいておりますので、申し訳ございませんでしたが、キャンセルということでそこに対するキャンセル料というものはないと。自校方式ということで加工食品というものがほとんど発注していないということで何とか乗り切れているという状況でございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） わかりました。ありがたいことだと思います。ただ、確認なんです、給食を民間委託している学校が何校かあります。そちらの調理員さんの給与の関係というのは把握されておりますか。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

民間委託なので民間の事業者の範囲ということになるんですが、こちらで確認しているのは休業期間、仕事がないということでお休みになっているということでございます。しかしながら、今回コロナ対策の関係で夏休みを大幅に縮小するというところがございますので、その間、新たに給食を提供しなければならないということで、そこと日数を調整をして全体的には年間の所得を保証するという対策を取るようでございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） ありがとうございます。コロナということでこれから2波、3波がやってくるので、ぜひともまちづくりに我々も協力したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして17番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時5分までといたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告7番、15番下山孝雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔15番 下山孝雄君 登壇〕

○15番（下山孝雄君） それでは、議長から発言のお許しを頂ました。

通告しております新型コロナウイルス対策の取り組みについてをお伺いしたいと思ます。このことにつきましてはきのう同僚議員も質問されておりますので、できるだけ簡潔な答弁を頂ければありがたいと思っております。

4つの項目でお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に大きく影響されている加美町の基幹産業に位置づけられている第1次産業の現状と振興策をどのように認識されているか。

2番目、当初1兆円とされた地方創生臨時交付金が知事会議などの強い要望により2兆円増額となったが、町の取り組みについてお伺いをいたします。

3点目、町独自の第1次産業支援策について、基金の活用を図っていく考えは持っておらないかどうか。

4点目、新たな食料・農業・農村基本計画が令和2年3月31日に閣議決定されました。農水省は他省庁や自治体間の連携を深め地域政策の総合化を掲げ、農村が抱える様々な課題解決を支援する担い手として自治体職員らを育成する仕組みづくりを提案・検討していく考えであるが、新型コロナウイルス新たな脅威として浮上する中、これらについてどのように取り組んでいかれるかお伺いをいたしたいと思ます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、下山孝雄議員のご質問、4点ございました。答弁をさせていただきます。

まず第1点目、加美町の基幹産業である第1次産業の現状と振興策についてのご質問を頂きました。この新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして外食の休業、それからイベント自粛、学校給食の停止などによりまして農畜産物の需要は大きく減少いたしました。和牛につきましては東京食肉市場において4月の牛の枝肉相場、月間加重平均が昨年同月比で各等級とも30%ほど下落をいたしました。また、この枝肉の下落に伴いまして子牛の市場価格、これも大きく影響されまして、宮城総合家畜市場における4月の加美町産の平均価格は62万円でありまして、3月から4万1,000円減りました。また前年同月比では19万6,000円の減となっております。翌5月の平均価格は60万円とさらに4月から2万円ほど減っているという状況でございます。同年前月比では19万1,000円減ということでございます。乳牛につきましては業



務需要の低迷で飲用向けと生クリーム系が減少しているものの、加工用に仕向けることで生乳の生産量には大きな変化はなく、現在のところ乳価の大幅な下落は私どもとしては確認しておりません。

花卉につきましては学校行事とかイベントの中止、こういったことが非常に大きく影響しております。それから直売所における農産物の販売でありますけれども、外出自粛要請もありましてやくらい土産センターについても仙台圏域からの利用者が非常に減少したということで4月、そしてゴールデンウィークの売り上げ、かなり減少しております。ゴールデンウィークにつきましては前年比で3割ほどにしかになっていない、7割減です。かなり大幅な減になっているということでございます。

こういった状況を踏まえまして、農林水産省では支援策として農林水産物の販売促進、畜産酪農の事業継続、労働力の確保、資金繰りの確保、価格下落への対応、高収益作物への取り組みなどの面で支援をしているところであります。また、1月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に対しては法人が200万円まで、個人が100万円まで支給される持続化給付金の対象にもなっているということでございます。町といたしましては先月の臨時会においてご審議いただきました地方創生臨時交付金を活用いたしまして肥育農家の事業継続支援としまして肥育牛1頭当たり餌代としまして1万円の交付をする緊急事業、さらには地産地消や農林産物の有効活用により地域経済の好循環につなげるための新商品の開発や販路拡大に取り組む農家に対する事業費の一部助成をする新商品販路拡大支援事業を実施いたしました。また、持続化交付金に対する上乘せの支給も行っているところでございます。

2点目の新たな2兆円の増額、いわゆる地方創生臨時交付金の第2次補正でございます。第1次補正につきましては御承知のとおり町としましては総額2億1,197万8,000円で17事業に取り組んでいるところでございます。真に必要な方々への支援ということを念頭に事業を制度設計をし、そして現在執行しているというところでございます。この第2次補正であります。臨時会と同日に閣議決定をされたものでございます。第2次補正予算が参議院で審議されているんだと思いますけれども、予算成立前でございますので、実は自治体のほうには全く交付要綱等々示されておりません。ですから、詳しい内容は把握しておりません。ただし、大まかに言いますと事業者への家賃支援、雇用維持、新しい生活様式に対応した地域経済の活性化等に重点的に配分されるようであります。既に各課には立案を指示しております。第2波、第3波を見据えた感染防止対策、そして真に必要な方々への支援、さらにはコロナ後の社会を見据え感染拡大を防ぎながら社会生活、そして経済活動を取り戻すための出口戦

略、こういったことを念頭に置いて事業を立案するように指示をしているところでございます。

議会の皆様はじめ、町民の皆様方の声に耳を傾けながら情報を収集しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ下山議員におかれましてもお気づきの点、また町として不足しているという点がもし見受けられればぜひご提案ご意見を賜りたいと思っております。

3点目の1次産業支援策として基金の活用を図っていく考えはないかというご質問でした。恐らくこの基金は農業振興基金のことなのだろうと思っておりますが、今農業振興基金、こちらは令和元年度末1,755万3,000円ございます。今回の2次補正、これによってどの程度加美町に臨時交付金交付されるかまだわかりませんので、そういったどの程度の交付がなされるのか、どの程度のこういった支援策、あるいはコロナ後の社会を見据えた社会経済の活性化のための取り組み、こういったことに充てられるのか、加えて基金の活用も必要なのかどうかとそういったところを勘案しながら臨時交付金の活用を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目の新たな食料・農業・農村基本計画に関してのご質問でありました。農村が抱える様々な課題解決を支援する担い手として自治体職員らを育成していく仕組みづくりを提案・検討していく考えがあるのか、新型コロナウイルスが新たな脅威として浮上する中、こういった取り組みについてどう考えているのかというご質問でありました。新たな食料・農業・農村基本計画につきましては今後10年間の農政の指針となるものでございます。今回の見直しにおいては地域をいかに維持し、次の世代に継承していくかという視点を重要視しているものであります。農業・農村は人口減少に伴う国内マーケットの減少、そして農業者の減少・高齢化が深刻化しております。また、グローバル化もこれは一層進展をしております。加えて、頻発している災害、そして豚コレラの発生など、そして今回新たに新型コロナウイルスの感染など新たな課題に直面をしております。そういった中で基本計画における基本的な方針として産業政策と地域政策、これを車の両輪として推進していくということがうたわれております。農村は農業の持続的な発展の基盤と明記されており、その農村を支える体制づくりとして集落営農組織を地域づくりの分野へも多角化する一方で、今加美町が取り組んでおります地域運営組織の活動、農地の利用、管理に広げる方針なども示されております。

本町としましては既に地域運営組織の確立に向けて職員も地域の皆さんと一緒に勉強しながら取り組んでおります。また、今年度より先進的に地域づくりに取り組んでおられます岩手県の間接支援組織にご協力いただきまして協働のまちづくりのための指針計画を策定し、地

域運営組織の実現に向けて進めているところでございます。こういった中で、職員の育成、庁内の体制、仕組みづくり、こういったものを調べていければと思っております。今後、加美町の協働まちづくり推進協議会を設置し、そこでワーキンググループを作りまして町職員の補佐、係長クラスにワーキンググループのメンバーに入っただいて推進役になっていただきたいと思いますので、こういった中で職員の資質の向上等々も図ることができるんだろうと思っております。

なお、この農村地域の活性化を考える上で何としてもJA加美よつばとの連携、これがこれまで以上に大切になるとそのように認識をしているところでございます。

以上、ご質問の4点にお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） ただいま町長から答弁を頂きましたけれども、私と認識が違うというかそういった点、まずお話ししたいと思うんですけれども、私は新聞報道に限ってしまうわけですけれども、第2次補正については5月中に国が要綱説明をするということを出ておりましたので、そうするとある程度の説明を聞いているのかなと思って前提で準備しました。国の方針に対して自治体で答弁するのはこうなってくるとなかなか説明大変だと思いますけれども、できるだけ結構ですのでよろしくお願いいたしますと思います。

それから町長のお話の中にありました持続化給付金、これが適用される。私が尋ねておる第1次産業につきましては事業全般に広く適用される持続化給付金、これはそれが適用になる条件とすればコロナの影響により50%以上の減収、それから平成19年からの継続事業でこれからは事業を継続する意思がある、そうするとこれの適用は可能性は全然ありません。適用されるのはよく話題になっております飲食業、それから宿泊業みたいにきちっと休みを取って50%どころか100%もそうするとこれ適用しますよね。ところが、私が尋ねているところについてはこれらの適用は考えられない、私はそう思っております。ですから、これらに対するいろいろな不満要望が出てきておまして、第2次補正で小規模商工業を対象とする経産省の1次化補助金の農業版としての位置づけが今度の繁殖牛対策、子牛、それから肉牛もそうなんですけれども、私は思うにここの主産地であります繁殖牛の経営について、そういったことについてお尋ねをしたいと思っております。そういったことで、少し項目が多岐にわたりますので、先ほども申しましたけれどもできるだけ簡潔に頂ければありがたいと思っております。

まずは申請、給付はいつからということになりますか。国の言っているところでは5月から

12月まで、そうすると申請から全国で43市場あるんですけども、それらの平均価格出てから申請、まずその窓口はどこになりますか。それから、申請してから給付までどのぐらいの期間を要するものでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初、私からの1点付け加えさせていただきます。先ほど持続化給付金の話をしましたけれども、土産センターを念頭に置いてお話ししたものでございますので、そのところをご理解いただければと思います。あとは、今のご質問については農林課長から答弁させます。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。お答えします。

先ほどの給付という部分でございますけれども、確認なんですけれども、1万円、3万円の給付の関係でよろしかったでしょうか。済みません。

この件につきましては国の事業ということになりまして、2次補正の中に組み込まれた予算とこちらで承知しております。それで、現段階ではこのような内容で交付されるという状況でございます。その内容ですけれども、肉用子牛生産の奨励金ということで肉用子牛価格が下落するなか、繁殖農家の経営意欲を維持するよう肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合、畜産環境の改善、子牛の疾病の防止等に取り組む生産者に対し子牛販売頭数に応じた奨励金を交付するということによりまして、60万円を下回った場合1頭当たり1万円、57万円を下回った場合1頭当たり3万円ということになりますので、これが国が示す平均価格が公示なった場合にこのような政策が導入されますので、その時点で申請受け付けとかという部分が発生するかと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） どうもありがとうございます。それで、今お答えいただけないのは給付に要する期間です。これもおわかりになればお願いいたしたいと思います。

それから57万円、60万円、1万円、3万円の給付金なんですけれども、これらは生産費と関係あると思うんですけども、何を根拠にしているのかお考えあればお願いいたしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

この金額の基準ということですが、こちらで繁殖牛の子牛ですが、一応生産費というのが国の統計の中で示されております。その中で平成30年度の統計数値ですが、65万969円という生産費が示されております。その中で国が示したこの交付単価ですが、60万円、57万円、減額した場合このぐらいが相当ですということでの数字だとこちらでは承知しております。

それで、期間につきましてはまだこれが国から示された段階ですので、まだこちらの来ておりません。それで、国からもう始まりますよということになればこちらからお知らせをしたいと考えております。

窓口は、これは国の事業になりまして畜産振興機構というところが取りまとめをしまして、民間団体ということになりますからJA等が多分窓口になるのかなとこちらでは一応感じております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 先ほど町長の答弁の中で子牛生産の落ち込み、その額も示されたわけなんですけれども、私も見ております。去年の5月から今年の5月の市場の差、6か月連続で子牛価格が下がっております。ずっと下がり傾向なんですけれども、一時ちょっと持ち直したような感じもありました。加美町の生産額なんですけれども、年間、私の計算でありますと13億2,000万円、これが9億9,000万円、5月時点での差、その差が20万頭数、そうするとそのぐらいの減額になり非常に大きな減額になりますし、あともうちょっと遡ればもうちょっと牛が高かったですから、その時点から比較するともっと15億円もあるいは近くもいった時期もあるのかなと思っております。

皆さんはおわかりだと思いますけれども、牛の生産というのは1頭のを生産するんですけれども、出口は肉としての評価、これが高い時期で150万円もなったときもありますし、そうすると子牛の評価は10か月市場での評価、私は畜産農家でありました。一環でやったことでもありますし、大概の方は分担なんです、最初に肉牛になるまで。ですから、市場価格、それから出口の肉の値段、その範囲内での利益のいわゆる繁殖農家と肥育農家のせめぎ合いみたいな。そうすると、私はやった経験からどちらの分野も成り立たなければならない。そうすると、国が一体その基準をどこに置くか。それでの補償、それだったらいいかと思うんですけれども、そういった点にどうぞ、課長、お願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 貴重なご意見、ありがとうございます。そのような中で、一応こ



ます。ただ、これにしても基金が枯渇してきておりますので、生産また見直しということで生産者負担が多くなるということを心配されています。こういったこともこれは答弁結構ですけれども、どうぞそういった点も配慮して見ていただきたいと思います。

時間もありますので、次に先ほどもちょっと触れられましたけれども、畜産だけではあれで園芸について第1次補正に盛り込まれた次期作支援の交付単価、これが生産コストのかかる品目では非常に不足が指摘されておりまして、今度の2次補正で交付単価を上げるとされておりまして。これに関係するのは加美町では私見てみますと花卉、大葉、ワサビ栽培など、いわゆる子牛部門と違ってなかなか切り替えが難しい、いわゆる設備もの、そこで担当はこういったものについてどういった状況になっているかということ把握されておりましたらお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

国からも2次で園芸にも利用できるような今後経営をしていくための意欲を増すための政策ということで、4分の3補助の何か事業を出しているようでございます。それにつきましてはまだいろいろ要綱等を見ながらどの程度部分で該当できるのかということで一応こちらを考えているんですけれども、大体の部分、野菜農家から含め該当できるものではないかとは見ております。それで、来ましたら早速皆さんに周知をいたしまして、利用できるものについては利用していただくというふうにこちらで動きたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それで、次に町の独自策についてお伺いをいたしたいと思います。今度増額された臨時交付金の財源が出てくるわけでありまして。町長は新聞のインタビュー、それについて経済対策にしっかり取り組んでいかなければならない。交付金が足りない。もっと増額されるべきだ。そういうことだと思いますけれども、そういった交付金が足りないということぐらいですから、どういった2次補正でこれは今計画考えておられることはどういったことになりますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1次で加美町に対しては1億3,500万4,000円ですかありました。どうしても1次交付金は県と一緒に持続交付金という形で活用したり、あるいは感染予防対策、それから消費喚起のための対策だったりそういった対策を講じたわけでありましてけれども、とてもとてもこの第2波、第3波を考えた場合の感染予防対策、あるいは今後の経済の回復に

当たって対応するためには到底十分なものではないということで、これは2次補正でさらなる対策を講ずるべきだという趣旨で発言をさせていただいたわけでありまして。先ほど申しましたように、まだ加美町への交付額、知らされておられませんけれども、先ほど申し上げたように第2波、第3波を見据えた感染予防、感染防止、そして真に必要な方、真に必要なところに支援するという、これは第1次と変わっておりませんので、そこをしっかりと見定めた上で真に必要なところに支援をしていくということ、さらにコロナ後の社会を見据えた社会経済を取り戻す、活性化を図るという点で活用していきたいと思っております。この枝肉価格なども社会生活、経済活動が動いてきませんと皆さんが外食も控えているとかそういった萎縮している状況がずっと続きますとなかなかこれは枝肉価格も高まっていきませんので、共存しながら、ウイルスと共存しながら社会活動、経済活動を回していくというそういったことも念頭に置きながら対策を講じてまいりたいと思っております。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 独自策については財源がなければできないということで、1次についてはきちっと4項目、5項目、きのう説明を頂きました。これからの第2次に当たってはなぜこういったことになったかということ、自治体から自治体の役割は基本的に交付金の配分の仲介役でしかできないのかということ、独自支援をするため自治体の会でその地域特性の自由度、それらいろいろなパターンがありますからそれらを求めての今度の増額、こういったことから言えばまだ100、要綱は全然変わらないと思っております。1次と2次、額が違って来るだけだと私は認識しているんですけども、これにしても国が109の項目の中から自治体を選んでやりなさいという姿勢ですので。ただ、60%でしたか、自治体負担も伴うメニューもあるんですよ。そういった自由度を求めていろいろなものをやる場合は、あるいは臨時交付金だけで足りなくなって、ほかの自治体では自分たちの事業で波及効果が大きいものについてはお金を使う。そうすると、例えば松島だったら観光事業を前面に押し出して、そうすると観光事業だけかとは言いますけれども、松島にとっては観光事業の波及効果が非常に大きいので、だっと絞ってちまちまお金を使わない。ぱっとどっと。それは首長の責任だと思いません。

そういったことで、私が申し上げた基金の活用というのは財調も含んでのことです。目的基金は畜産のものなどもありますけれども、これは今までも子牛導入などでその枠内で結構対策を取っていただいて使っております。地方財政も苦しいと言いながら加美町はそう基



金が全然ないというわけではないので、今なのかと思いましたが思い切った施策を取るときは財政調整基金の出動もあっても基金の活用もあってもいいのかと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 財調の活用は慎重であるべきだと思っております。加美町、様々な指数からするとそう悪いわけではありませんけれども、しかしながら、一本算定に移行して以来、ご承知のとおり国からの地方交付税は大幅に減額をしております。来年度以降、地方交付金どの程度になるかも全く見通しが立っておりませんし、町の税収も大変厳しい状況になるのではないかと思っております。ですから、これまでのように財調から繰り入れていく、これまでと同じようなペースで財調を取り崩して繰り入れていくということになりますと、四、五年後ぐらいには財調も枯渇をしていくという状況でありますので、ここは非常に私は慎重であるべきだろうと思っております。ですから町としましては、いかに有効に臨時交付金を活用していくかということが一番に、これはしっかりとした対策を講じていく必要があるんだろうと思っております。また、前回既にイベント等中止になったものなどは予算を再編しまして臨時交付金に加えた形で事業を編成しましたがけれども、そういった現在の予算計上されている事業の見直しなどもさらに必要なのかもしれない。そういったことも含めてできるだけ財調に手をつけずに必要な方、必要なところにきちっと支援をしていく。そして、コロナ後の社会を見据えた社会経済の活性化につながるような対策を講じていくということが重要なだろうと認識しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それでは、職員体制についてお伺いをいたしたいと思っております。これら出てきた背景につきましては行政改革、それから合併職員の削減、そういった流れの中で進んできましたけれども、ここ5年は全国の自治体職員、県も含めてですけれども、微増ということになっております。ところが、農林水産業現場職に限っては全国的に2割減っているということが背景になっておると思っています。こういった専門知識を持って現場職をというものに捉え方をすると、2割が減っているということは非常に地域のこれからの将来について問題ということで各省庁一体となって国の食料政策から食料安保からそういった面から捉えていくということだと思っておりますけれども、加美町の現状、全職員の中で農林水産関係の配置というのはどういう状況になっておりますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

職員数の状況ということでございます。令和元年の4月現在でございますが、職員数については正規職員については275名ということになります。そのうち、農林課の職員が正規職員については9名ということです。再任用職員が1名、農林課には配属されております。そのうち、農業振興係、畜産振興農業振興係が3名、畜産が2名、農村整備が2名という状況でございます。職員数につきましてはご承知のとおり合併しました平成15年の時点で399名ということでございまして、現在は先ほどお話ししましたが275名という状況でございます。合併の経緯から退職者の4分の1採用ということで実質的にも4分の1減という状況にもなってきて中で職員数については減少となっておりますが、ここ数年については横ばい状況ということで推移をしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 今安心しました。全国的な傾向と加美町は違う。それだけの確保されているということだと思います。加美町の農業1次産業に対する対策、ほかに先駆けたものがいっぱいあります。堆肥センター、放牧場、それから現在盛んに取り組んでおります畜産クラスター、いわゆる機械事業です、経営のための。これらについても先駆けてほかのところよりはよくやっていたいただいていると思います。ただ、堆肥センター、放牧場などについて私実現までのちょっと感じたことは、長い。実現まで非常に長い。これは人員と関係ないのかと思ったりするんですけれども、スタッフが充実しなければ特に先駆けものはなかなか取り組みが遅くなる嫌いがあると思いますので、これは答弁結構ですのもうちょっとありますので、どうぞそういった点に配慮いただけてやっていただければありがたいと思っております。

時間ちょっと押していますので。それともう1つ、2次補正を中心に大幅な財政の出動をいろいろな分野から求められて、まず国では大変だと思います。今度の対策については発行額起債の新規国債の発行額、90兆円を超えと言われております。日本は世界でも有名な借金大国ということでありまして、これらをまた財政のことを考えないで借金頼みの財政運営をしていると、将来、後世代の人たちに借金のツケを回すということで村井知事も2兆円の増額を要求しながら後のことも考えてくれとちょっと何かあれなんですけれども、ただ、わかります。

そこで私はちょっと逸脱するかもしれませんがもしもお許しを頂きたいことは、今日本の富は21世紀以降非常に企業に集中していると言われております。平成19年3月時点で企業の内

部留保463兆円、ただこれは財務上資本的に備えておかなければならないことがありますので、実際の緊急時に備えた内部留保は263兆円にもなっているということ、国では税金かけろという強硬な意見もありますけれども、それでは穏やかではないですからこれらの活用を、例えば赤字国債に協力してもらおうとか、これは政府と政府の責任者が経済3団体と職を賭しても提案し、そして実現していかなければならないと思いますけれども、ちょっと逸脱するようですけれども、町長、考え方あれば。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 行き過ぎた新自由主義というものが大きな経済格差を生んでいると思っております。世界的にそうです。一部の経営者等がほとんどの富を独占しているという、そういう状況が世界的に見られます。この社会といいますのは分厚い中間層、ここがあるので国家、社会というのは安定するということだと思っておりますので、このかつてあった分厚い中間層がどこの国もどんどん崩れていっている、溶けていっているという表現もする方もいますけれども、ここが非常に大きな問題だと思っております。ですから、私は経済政策というものは見直す必要が私はあるかと思っておりますし、財政規律のたがが外れますとこれは当然将来、大変な負担を将来の方々に負わすこととなります。また、国家としての信用度が下がっていきますから、国の財政が大変な状況になっていくということは当然予想できることだと思っておりますので、こういった時期ですから財政出動、やむを得ない部分があると思いますけれども、財政規律というものもきちっと念頭に置きながら対策を講ずるべきだろうと。ですから、やはり私どもも国から交付される臨時交付金につきましては皆様方の税金でございますのでしっかりと責任を持って皆さん方の支援に役立つ、あるいは社会経済を回復するために有効に活用していく必要があると思っておりますので、皆さん方のご意見を賜りながら議員のご意見も賜りながら知恵を出し合って大切に有効に使ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 最後になりますけれども、コロナ対策についてなんですけれども、非常にすぐマイナス面が出ているところと今からというところがあると思います。それで、私気になることは、非常に今、米の需給関係が緩んできているということ、価格が下がってきているということです。もちろん皆さんおわかりのとおり、外食産業の落ち込みは非常に大きいですし、それから一時3月、4月米の買い占めあって結構あったんですけれども、今はこれ以降はなかなか販売が厳しくなるのではないかということを言われて、スーパーでは利益

なしのぎりぎりの値段も出てきていると言われております。これからこういったコロナ問題で、いわゆる消費構造が違ってきて、どうしても米離れになっている。これに拍車をかかってくるのではないかという。専門機関で調査した5月のあれでは平成14年、ちょうどそのような傾向になってきている。受給が多くて安くなってくる。非常に心配されますので、どうぞそういった点も情報高くしておいていただいて、対応できるようにしていただきたいと思っておりますし、これだけ米だけではなくこれからじわじわ表れてくるいろいろな弊害、それからしわ寄せが来るところをそれらも対策を取れるような準備方をお願いしたいと思っております。終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして15番下山孝雄君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。午後1時までといたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告8番、16番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 米木正二君 登壇〕

○16番（米木正二君） 今定例会の一般質問、最後ということで今後ろから大トリ頼むよという激励を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の影響と対策についてということで質問させていただきたいと思っておりますけれども、既に7人の議員の方々が新型コロナウイルス関係の質問をされております。なるべく重複しないように質問をしたいと思っております。

それでは、質問いたします。新型コロナウイルス感染症対応を機に社会の変化を展望した取り組みについて伺います。

①新型コロナウイルス感染症が流行したことにより旅行、観光業は大きな打撃を受けております。本町の観光政策も抜本的な見直しが必要と思っておりますが、所見を伺います。

②新型コロナウイルス感染症の収束後は地方回帰の流れになるとの予測がありますが、移住・定住のこれからの進め方について伺います。

③感染症対応を念頭に置いた防災訓練を実施するのかどうか伺います。

④新型コロナウイルスの感染拡大により外出自粛が続き、高齢者の健康被害が懸念されております。そうした状況の中で要支援、要介護の認定を受けていない認定前の高齢者の介護予

防や健康増進に向けた取り組みについて伺います。

⑤臨時休校措置による影響を中長期的な視点で精査し、児童生徒の学習機会の保障と心身の健康保持を図る方策について伺います。

以上、5点について伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは大トリであります米木議員に対して私から4点、答弁させていただきたいと思っております。

まず最初のご質問、本町の観光施策を抜本的に見直す必要があるのではないかとのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

町の観光についても大きな打撃を受けております。町内観光施設におきましては3月からの売り上げの減少が始まりまして、4月19日から5月6日までは町民、そして職員の安全等の確保のため、そして感染拡大防止のため様々な施設等の休館、そして時間短縮なども町としても取り組んだところでございますし、加美町振興公社においても休館、それから時間短縮などの取り組んだところでございます。ちなみに公社でありますけれども、4月の売り上げが昨年に比べましてこの時期2,400万円の減額となっておりますので、ゴールデンウィーク期間中かなりの落ち込みだったということがわかります。

そういった中で、観光施策の見直しでございますけれども、当然今回の新型コロナウイルス感染症対策を機に生活様式は変化するものと考えております。こういった変化に対応しながら売り上げを回復させていく、新しい顧客、あるいは今までの顧客も含めて取り戻していくということが大事でありまして、現在観光施策について検討を行っているところであります。ちなみに、公社に聞きましたところ、コテージ、キャンプ場の利用はかえって増えているということでありますので、これまで加美町が取り組んできたアウトドアのニーズというのはむしろこのコロナを経験してより一層高まってきているんだろうとも考えておりますので、このアウトドアの取り組みにプラスして新たな施策というものを検討してまいりたいと考えております。

最近、星野リゾートの星野代表がミニマムツーリズムということを盛んに言っております。これは1時間以内ぐらいで旅ができるという、そういった地元での観光旅行ということを指しているわけでありましてけれども、加美町の場合、ちょうど仙台から1時間圏内でありまして、こういった仙台圏などもターゲットにしたマイクロツーリズムといったこういった視

点も非常に重要なんだろうとっております。そういった中で、7月10日にはカヌー場になりますB&Gの海洋センター、こちらでも正式オープンいたしますし、なかなか仙台圏から1時間以内でカヌーが楽しめるという環境はないだろうとっております。ですから、これまでの薬葉に加えて、薬葉そしてゆ〜らんどなどに加えてこのカヌー場への呼び込み、仙台圏を中心とした呼び込みということも取り組まなければならないとそんなふうに考えているところでございます。

また、今後テレワーク、それから最近言われていますワーケーションという、ワークとバケーションを組み合わせたワーケーションという考え方、こういったことが広がっていくだろうと予想されておりますので、ぜひこういった新しい流れも観光に取り組んでいきたいと思っております。段階的に県の規制も緩和されていきますので、8月以降はかなり自由に往来もできるようになりますので、とは言っても当然、感染拡大に十分な注意を払いながら観光振興に取り組んでいきたいと思っております。付け加えれば、いずれはマイクロツーリズムから県境を越えたお客さん方の呼び込み、そしていずれはインバウンドということも含めて取り組んでいく必要があるだろうとっております。

2点目の地方回帰の流れを予測している、そのことを含めた移住・定住についての進め方というご質問ありました。平成27年度から地方創生スタートいたしまして、本町といたしましては移住・定住を第1の柱に掲げまして移住・定住の取り組みをしてまいりました。首都圏でのセミナーなども行ってまいりました。おかげさまで今年の5月末現在、加美町の町の制度を通して移住してきた方々が226人になります。残念ながらこのコロナ感染拡大によりましてそういったセミナーも開催できない状況になっております。また、ふるさと回帰支援センター、こちらでも5月末まで閉鎖をしておりました。6月から入場制限をしながら相談窓口を再開をしたというところでございます。徐々に通常の業務に戻していくと聞いております。閉鎖している間は宮城県の担当の職員の方々がまさにテレワークによって移住相談を受けていただいております。その中で、いわゆるコロナ疎開と言いますか田舎に移り住みたいというご相談も大分寄せられていると聞いております。中には外出自粛要請を受けている中で東京に住んでいる意味があるんだろうかというご意見などもあったと聞いておりますので、そういった流れが新しい生活様式に伴う地方への移住者、移住希望者が増えていくだろうと私どもも予測をしております。

こういった中で移住・定住を進めるために町としましてリモート関係人口創出拡大事業、こちらを先般のお認めいただきました臨時交付金を活用した事業として実施をすることにして

おります。この事業は町の情報、動画などを制作しまして移住・定住を考えている皆さんに発信をしております。この動画をご覧になりました方で加美町に関心を持たれる方はオンライン上で移住相談を受けるといったものでございます。オンライン相談の中で加美町の自然、生活環境、子育て環境など移住に必要な情報を提供し、理解を深めていただいた上で加美町にお越しいただく。そして最終的には移住をお決めいただくという流れで取り組んでまいりたいと思っております。今申し上げたように、今後テレワーク、リモートワークのための通信環境というものを整備をしていながら、新しい生活様式に対応した町の取り組み、そして移住・定住推進ということが重要になってくるだろうと認識をしております。

3点目の防災訓練の実施についてであります。予定どおり8月31日に実施をいたします。大分不安視する声もありましたけれども、私はむしろこういうときだからこそ感染防止対策を講じた上で訓練をすべきであるということで担当課に指示をいたしまして、現在準備を進めております。当初は大雨警報発令時に震度6の地震が起きるといった複合発生を想定したものでありましたけれども、今担当課では新型コロナウイルス感染対策、こういったことに焦点を当てまして三密を回避する形で非常に難しいことではありますけれども、開催計画を見直しているところでございます。大卒では緊急事態宣言の下で、感染の危険性が非常に高いという状況を想定した中で震災が起こったという想定で現在訓練の中身を練っているところでございます。

続きまして4点目、認定前の高齢者、こういった方の介護予防や健康増進に向けた取り組みはどうなっているのかというご質問でありました。このコロナ感染症の流行によりまして感染拡大防止のため、人と人との接触を減らさなければならないということで外出する機会が非常に減っていると思います。自宅で過ごす時間が非常に増えていると思います。こういった生活が変化して動く機会が減ったことによって生活不活発病、いわゆるフレイルと言っておりますが、こういったものが進行している。そして、心身の機能の低下、脳の機能の低下が起りやすい状態になっているのではないかと私を懸念をしております。感染予防に十分気をつけながら、同時に全体的な健康を維持していくための取り組みというものが重要であると思っております。高齢者を含めた住民の皆様方には日ごろの生活の中で常に感染予防を実践しながら健康づくりに、そして介護予防に取り組んでいただきたいと思っております。町としましてはこういったことを踏まえて行政区単位で実施してきましたミニデイサービス、これがこれまで開催できずにおりましたので、緊急事態宣言は解除もされましたのでミニデイサービスに当たっての具体的な留意事項を行政区に提示をさせていただいて

おります。準備の整ったところからぜひ再開をしていただきたいと思いますと思っております。

2つ目としまして、町の広報紙5月号では新型コロナウイルス感染症の特集を組み、ウイルスに負けない健康づくりに関する啓発をしております。また、外出できない場合でも自宅でできる運動についてもご紹介をさせていただいております。介護予防に効果的なストレッチや筋トレを理学療法士に選んでいただき、地域包括支援センターだよりも載せて毎戸にも配付をしたところがございます。具体的な動きを写真でわかりやすく紹介をしておりますし、ホームページでも掲載しております。今後もこういった情報をタイムリーに出していきたいと思っております。

また、町では体育館、それから屋外運動施設、これも使用できるようにいたしました。利用する方々は随時手洗いを励行し、必要に応じてマスクを着用し、そしてソーシャルディスタンスを保ちながら自分に合った適度な運動に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。また、米木議員が会長をしておりますパークゴルフでありますけれども、町から公社に働きかけをいたしまして予定よりも早めてオープンするよという要請をさせていただきました。これもご高齢の方々にとっては健康維持のために欠かせないスポーツ、ある意味では社交の場でもあると思っておりますので、そういった要請もさせていただいたところがございます。

以上、ご質問につきまして4点お答えをさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしく願いいたします。

米木議員から臨時休校措置による影響を中長期的な視点で精査し、児童生徒の学習機会の保障と心身の健康保持を図る方策についてはどうなんだというご質問を頂きました。簡潔にお答えしたいと思います。

小中学校におきましては4月15日から行った新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業によりまして24日間、授業時数にしますと120時間から144時間が失われました。そこで、夏季休業日と冬季休業日を短縮しまして14日間、70時間から84時間の授業時間を確保することにしました。そして、残りの50ないし60時間の授業時数につきましては少しでも補うために学校行事の開催方法について見直しを行い、縮減または削減したりするように指示をしているところであります。さらに、1時間1時間の授業を充実したものにするために授業の狙いを明確にし、子どもたちのできた・わかったと実感できるような授業を行うようにするなど、教師同士で情報を共有したりして進めるように指示をしているところであります。



さらに学校におきましては放課後にわからないことを学ぶ機会が持てるよう指示をしております。さらに、小中学生を対象に土曜日に自主学習を進めることのできるような場を提供できないかということで検討しているところであります。

このようにして今の学年の学習内容をしっかりと学び身につけさせるための学習機会を保証していけるように取り組んでまいりたいと考えております。また、学びの遅れ以上に懸念されますのが子どもたちの心身の問題であります。新型コロナウイルス感染症への不安、学習や将来への不安を抱えている児童生徒も多くいると考えられます。そのために学級担任、それから養護教諭などを中心にしましてきめ細かな健康観察、そして授業中の様子から子どもたち一人一人の状況をしっかり把握して早めに相談に乗ったり、あるいはカウンセラーと連携したりして心身の健康維持を図っていきたいと考えております。

さらに、本町としましては教育活動を再開した5月25日から給食を開始しまして、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供しております。そして、さらにスポーツが児童生徒の心身の健康の保持増進に大きな役割を果たすと思っております。そういうことから、可能な限り感染症対策の徹底を図った上で体育の学習、それから部活動を実施していくよう指示しております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 1点目の観光ということで再質問したいと思います。町の観光も大変な打撃を受けていると今先ほど答弁がありました。今後恐らく新しい生活様式に対応した新たな政策を検討していかなければならないのかと思っております。それで、テレワークとオンラインなどがこれからは当たり前になってくるということでもありますけれども、観光施設の環境整備、これも非常に大事だと思います。それでW i - F i の整備、これは必須だと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

やくらい施設群に関しましては薬師の湯、あとは宿泊施設に関しましてはロビー等で今W i - F i がつながるということになっております。コテージのほうは全館W i - F i がつながっておりますので、今テレワーク等推進するのであればまずはコテージをご利用いただいて、余暇を楽しみながらお仕事をさせていただくという考えでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） Wi-Fiの整備は恐らく必須だということを申し上げました。その整備もやっておくべきだと思います。それから宿泊施設の観光客を集中させないための受け入れ規模とか観光客の志向、それから食べ物の志向とか、あと行動などを反映をした客室の改修や食の提供などアフターコロナの傾向を先読みした準備や投資を促進していくことが必要だと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

先日の振興公社の総会するときにも最後のところで社長からご報告がありました。部屋の改修を今までのお金をかけずにできる範囲で心に残るような宿泊ができるような設備にしていきたいということでございましたので、今後なるべくお金はかけないようにしていただいて密集・密接にならないような方策で宿泊施設を整備していただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 林泉館などを見ますと大分前の建設ということで今の時代に部屋の形態が合っていない。バス・トイレもないという状況ですし、それから密集からしますと密接密集からしますと今からはツインとかそういう部屋などのニーズが多くなってくるのかと思いますので、その辺も併せて金をかけるところにはお金をかけていいと思うんです。その辺、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

現在コロナの影響で営業がすごく非常に厳しい状況でございます。それでも先を見越して整備等必要であれば予算を計上させていただいて、議会の皆様にお認めいただければ進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、先ほど町長の答弁の中で星野リゾートの星野社長の話がされましたけれども、私まさにそう思うんです。マイクロツーリズム、小さな旅行ということで1時間とか30分圏内からお客を呼ぶというやり方、これは圏域内の観光の活性化ということの一つだと思います。3つほどあるんです、観光復活に不可欠な3つのテーマということで、まず域内観光を活性化していく。それから2番目には関係人口の活用ということでありまして。3つ目は政府のGoToキャンペーンを実施するということでもありますけれども、キャンペ

ーンの活用とこの3つが不可欠なテーマだということでもあります。関係人口ということであれば移住・定住にも関係があると思いますけれども、交流人口ではないということで、生まれ育った地域や両親の出身地、あるいは働いたことのある地域など関わりを持つことによってその地域に対して愛着が湧くということでその辺も非常に大事だと思いますけれども、その辺の見解について、町長、お答えをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思っております。マイクロツーリズムについては先ほど私からもお話ししました。関係人口、これは国も第2次の地方創生事業の中で関係人口というものにかなり重点を置いております。町としましても地方創生という面からも関係人口を増やしていくという努力が必要だと思っておるところでございます。この観光についてもリピーター、一見様ではなく何度も来ていただく、そしてそこで町に対しての愛着も感じていただく。また、町の方との接点を通してなお一層町に対して愛着を感じていただく。そして、その中から移住・定住する方々が生まれてくるというのが一番理想的な流れだろうと思っておりますので、そういったことを念頭に組み組んでいきたいと思っておりますし、また、G o T oキャンペーン、国が行おうとしている取り組み、それから県知事も観光のV字回復ということも言っておりますから、こういった流れも取り込みながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 県内で感染率が低い状況だということで、こういった時期を好機と捉えて体験型観光、これが加美町の売りの一つでもあると思いますので、その辺の充実も図っていくような方策もお願いしたいと思っておりますけれども、町長、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにそういうことが大事だと思っております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に移ります。次に移住・定住でありますけれども、今在宅勤務などのテレワークが都市部と中心に急速に広がってきておまして、コロナの収束後も継続を望む人は多く、場所を選ばない新しい働き方の定着は移住・定住にも好影響をもたらすということでもあります。答弁にもありましたけれども、5月27日の臨時議会の補正予算でリモート関係人口の創出拡大事業90万5,000円ほど予算化されました。動画で町の情報を発信して、移住の相談も行うというものでありますけれども、その動画、いつごろを目途に開始するのか。

それから加美町ならでは工夫が何かあればお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長です。

リモート関係人口につきましては今現在PR動画の作製とかそういったものの委託をする、業者に委託をするということで考えておりました、今その契約を進めている状態でございます。いつぐらいからその動画を配信して実際その相談受け付けができるかということにつきましては、できるだけ早く実施したいとは思っているんですけれども、具体的にいつからというところはまだ決めてございませんので、できるだけ早く実施したいと考えてございます。以上でございます。

加美町ならではの工夫ということでございますけれども、できれば実際の移住相談につきましては役場の庁舎の中で行うのではなく、屋外に出て加美町の自然とか観光地とかそういった場所に出向いてそういった生の情報を相談者に伝えていきたいと考えてございます。

○議長（工藤清悦君）　米木正二君。

○16番（米木正二君）　全国至る市町村で恐らく今回これを好機として移住・定住政策をやってくるんだろうと思いますけれども、私は鍵となるのはいかにスピード感を持って受け入れ体制を構築していくかということだろうと思います。それで、加美町の状況を今考えますと、空き家もすごく多くなってきております。それから先般は下新田下の空き家に移住された人がいるという話も伺っています。そうした空き家の活用、それから一番は加美町は自然豊かで米もおいしい、お酒もおいしい、子育てもしやすい、そして何よりも安心安全な町だということをPRしていく、これが加美町の最大の売りではないかと思っておりますけれども、その辺の見解について、町長、お願いします。

○議長（工藤清悦君）　町長。

○町長（猪股洋文君）　まさにそのとおりで思っています。また、特徴的なことはやはり音楽、そしてアウトドア、こういったことに取り組んでいるということだと思っております。実は、昨年県外から加美町を受検し加美町の職員になった職員がおりますが、どうして加美町を受検したんですかと1年たってみて聞きましたら、自分は音楽が好きで加美町が音楽に取り組んでいるということがネットでわかったので私は加美町を受検しましたということを書いて職員がおります。ですから、実は移住してきている方々の、これは今の職員のケースですけれども、実は加美町が音楽、そしてアウトドアに取り組んでいるということに引かれて関心を持ち移住してきている方々も結構いらっしゃるとそんなふう感じております。以

上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今の音楽といういろいろな云々の話もありました。それも十分に理解はしています。しかし、一番は都会ですとリスクが高いということで、地方は安心安全だということでの移住、あるいは観光ということにつながっていると思いますけれども、その辺、安心安全については今ちょっと答弁されていなかったんですけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） あえて答弁しなかったのは米木議員がおっしゃったので私はそのとおりですということで、それに加えて音楽とアウトドアという話をしましたので、最も基本はそこだと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に防災訓練でありますけれども、8月30日に感染症対策に観点を置いた訓練を実施をするということですが、実施に当たって様々なポイントがあると思いますけれども、一番のポイントとあと人員の配置どうされるのか。その辺について伺います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

予定どおり8月30日の防災訓練の実施ということでございます。ポイントは、一番はこれまで本議会、さきの一般質問で議員の皆様からありましたとおり、避難所の運営、感染症予防対策を講じた運営ということで様々なスペースの確保なり間隔、あるいは衛生面での対応をするということで、そういったものを施した避難所の開設訓練をメインにするということでございます。場所につきましてはこれまでの慣例から昨年度は中新田地区をメインに、特に中新田体育館をメインに様々な訓練しましたが、今回は小野田地区ということで小野田の体育館での開催を予定するものでございます。さらに、当然小野田地区の各行政区の皆様にもご協力いただきながら開催することで今考えておりますが、そういった避難所の設置内容等もできれば全行政区の方にも見ていただきたいということもありますので、中新田、宮崎の各行政区の区長さん等々にも参観のご案内を出して見ていただきたいと思っております。

それから人員につきましては、これも昨年の参加者総数を見ますと全体で関係機関を合わせて2,700名余りの人数ということでありましたが、今回は小野田の体育館ということでなかなかたくさんの方の人数もいろいろな密集ということもありできないということもありますので、

200名ぐらいの参加で実施したいと今のところ考えております。ただ、各行政区の訓練につきましても様々な感染対策の注意点等を促しながらこれまでの自助・共助というこれまでの訓練の、人数制限等はあるかもしれませんが、これまでの基本的な訓練はしていただきたいと考えております。今月中ぐらいにそれをまとめて各行政区の区長さんへお知らせしたいと今のところ考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） ポイントは避難所の開設ということでありまして、密集を避けるには避難所の増設が有効であると言われておりまして、先ほどの木村議員の質問にもこれまでの既存の避難所プラス宿泊施設も避難所に加えるという答弁を頂いたところでありますけれども、それで十分に足りるかどうか、その辺。現在、今指定避難所35か所、それから福祉避難所が3か所、それから宿泊施設も入れると数か所ということで十分に足りるだろうと思いますけれども、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） ただいまのご質問にありました全ての避難所35か所となりますけれども、収容計画は1万4,000人という単純に足していきますとそういう数値になります。ただ、これまでも申し上げてきましたとおり、それが大体3分の1、あるいは木村議員さんの数値でもあり20%ですとか切る、そういった数値もありますしこちらでもそういった部分で算定予測はしております。足りるのかということでございますけれども、あくまでも災害の地震なりあるいは大雨、洪水等の規模にもよりますが、それらも当然関わってくるんですがさらに足りるのか足りないのかというのはその規模によりますけれども、さらに公社等の宿泊施設も今後協定等しながら数を増やしていくということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それからもう1つ、避難所に関してですけれども、先ほど町長が答弁しておりましたけれども、中新田公民館について公民館のあり方を検討していくという答弁がありました。今まさに中新田公民館、新しく建設しようとしておりますけれども、平屋ということですがけれども、果たして平屋で避難所になり得るのか。例えば地震とかの場合はいいと思うんですがけれども、水害のとき、果たしてあそこの公民館で避難所となり得るのかということが非常に危惧されます。新しく新築をするということであればその辺も考慮した建設のほうが望ましいのではないかと思いますけれども、その見解について。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、我々避難について考え方を考えていく必要があると思っています。多様な避難のあり方、必ずしも避難所に避難をするという考え方から多様な避難のあり方があるということをまず頭を切り替えていかなければならないと思っています。当然、自宅での避難ということもあります。あるいは宿泊施設への避難もあるでしょう。あるいは、例えば熱のある方は避難所にいらっしゃっても車の中でとどまっていたりとかそういったことも出てくるでしょう。様々な避難のあり方を検討しなければならないと思っています。そういった中で新しく造る公民館でありますけれども、ほとんどの水害には耐えられるといえますかそこまでは行かないだろうと思っています。ただ最悪、まさに一千年に1度となった場合にはほとんど旧中新田町内は水没いたしますので、ただ、だからといって当然この建物を建てるということは財政上の制限がありますので、だからといってこれを2階建てにするということがいいかどうか。さらに、2階に避難したとしてもそれはある意味では孤立をしてしまいますから、そういった避難のあり方がいいのかどうかということも総合的に考えていかなければならないだろうと思っています。

なお、十分災害のことも念頭に置いて今の計画で見直すべきところは、これは見直しが必要なんだろうと。あるいは、私も詳しくは覚えてはおりませんが当然Wi-Fiの整備とか環境整備、こういったことも必要になってくるだろうと思っていますので、もう一度計画をじっくり私も見直して、取り入れられるべきところは取り入れていきたいと、対応できるところはしていただく、そんなふうに思っています。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 公民館も大変重要な公共施設でありますから、災害に対応できるようなそうした施設の建設が望ましいと思っています。それから、まさしく私も多様な形態による分散避難も非常に有効であるということで新聞報道等々を見ております。まさにホテルや旅館の活用、あるいは自宅で垂直避難をするというやり方もありますし、先ほど木村議員も言うておりましたけれども、テントの活用とか親戚の家に避難するとか多様な分散避難も今推奨されているようであります。こういった避難もあるということを町民に周知をする私は責任があるだろうと思いますけれども、その辺の周知の仕方はどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいまの件に関しましては先の木村議員さんの答弁にも関連しますが、そういった様々な避難、親戚宅、友人宅、そういったことも含めて町としましては広報もしくはチラシで早い

段階でお知らせするというようにしております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 計画の見直しも一部あると思いますけれども、その辺の周知をしっかりとやってほしいと思います。

それでは次にいきます。介護予防でありますけれども、現在趣味の講座とか教室とかミニデイも休止になっています。一方、明るい兆しとしてはパークゴルフ場など運動施設もオープンしているということでもあります。こうした施設、あるいは通いの場が今注目されておりますけれども、その背景には外出とか歩行とか人との交流とか社会参加というのは高齢者の転倒防止や高血圧、糖尿病とかうつとか認知症とか介護予防のリスクを減少するということが各種研究を通じて明らかになってきております。そうした中で、要介護の前段階であるフレイル、結局虚弱ですね。虚弱を防ぐには栄養と運動と社会参加が重要だと言われておりますけれども、現在本町で今自粛をしているミニデイ、これの再開を望む声も非常にあるわけですから、いつごろに再開できる見通しがあるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

ミニデイサービスについては地域の高齢者の方々にとって楽しみにしている行事の一つかと思っております。そういったことで、健康を維持していただきたいということで町でも補助金等を交付してできるだけ参加してくださいという形で奨励はしているわけですが、今回こういったコロナということで4月にそういったミニデイの持ち方ですとかそういったものについて検討しまして、4月、5月につきましては国で言う不要不急の行事ということでできれば自粛延期ということで基本、まず自粛という形でお願いの文書を各区長さんを通じて出してしております。今回、緊急非常事態宣言が解除になったということで、改めて5月に6月以降どうしようということでも庁内で検討しまして、基本的にまず実施の方向にスタンスを移していくと。ただ、実施に当たっては十分な対策をしてくださいと、三密の回避はもちろんですし参加者のマスク着用ですとか、あとできれば飲食等は避けていただくとか、そういった形で基本的にそういった対策を講じた上で実施していただきたいということで文書を出しておりますので、6月以降、各地区でそういった準備が整えばそれぞれの地区で実施していくということになると思います。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） しっかりとした対策を講じていただいて、早急にミニデイを再開してい



ただくことを希望したいと思います。

それから予防策としてウォーキングはもちろんのことでありますけれども、手前みそになるかどうかわかりませんが、パークゴルフとかグラウンドゴルフとか手軽にできるスポーツというのが非常に有効だと思います。それで、いろいろ町のいろいろな予算を見ておりますけれども、後期高齢者医療特別会計の中に長寿健康増進事業費がありまして55万6,000円ほど予算計上されているわけでありまして、こうした健康増進事業にもう少し予算を注入してその予防対策を私は講じるべきではないかと思っておりますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

高齢者の健康増進、維持増進ということで後期高齢者医療特別会計の中でそういった一部予算化されている部分でございます。その内容なんですけれども、ここ数年、地球温暖化ということで夏非常に高温多湿になる。そういったときに、高齢者の世帯、そういったところで熱中症ですとか隠れ脱水、そういったことで体が弱ってしまうというケースが懸念されるということで平成30年からですけれども、隠れ脱水高齢者熱中症パトロールということでその予算を設けて実施しております。内容としましては町の保健師ですとか民生委員さんの協力を得ながら高齢者のお宅を訪問しましてパンフレット、熱中症に注意しましょうというパンフレット、リーフレット、そういったものをお渡しするとともに補水液、水分補給のための水、そういったもの、あと冷却パウチとそういった物資を渡しながら注意を促すという事業を行っております。今議員さんおっしゃった運動、さらにそこから一歩進んだ運動をするということに対する補助ということですが、町で温泉の助成ということもしておりますが、そういった延長線上でそういった運動に関する補助ができるのかどうかというのは今後の検討とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 健康寿命を延ばすということ、これは非常に大事だと思っております、加美町はどちらかと言えば県の平均よりもちょっと低いのかなと思います。そうしたことで、そうした事業にある程度力を注いでいくということ、これから非常に大事かと思っております。もしそうした事業をやりたいということであれば、私のパークゴルフ協会も積極的に協力しますし、ほかの団体も協力すると思うんです。そうした民間とか協会の力を借りてそういう教室を開くとかそういったことも考えていく必要があるんだろうと思っておりますけれども、このこ

とについて。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

高齢者の方がそういった医療の部分だけではなくそういった運動の部分で健康が維持、あるいは増進されるということになれば、ひいてはそれが医療費の抑制ということにもつながりますので、そういった部分についてはぜひいろいろなところの協力を得ながら今後検討していきたいと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に、教育関係に入りたいと思います。先ほどの教育長の答弁の中で加美町でも臨時休校で大分時間が失ったという話をお聞きをしました。そうしたことで、学校行事もいろいろ中止とか縮減をしていくということだろうと思いますけれども、答弁の中にあつた土曜日に自主学習を進めることのできる場所を何か検討するような話がありましたけれども、それはどういった内容なんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

具体的にはまだ決定はしておりませんが、コロナの状況が落ち着いた段階でしょうか、2学期以降となると思いますけれども、土曜日に各中学校区ごとに土曜寺子屋みたいな形で場所を設けて、子どもたちにそこで自主学習をやらせて、わからないことがあつたら先生で教える。要するに、子どもの学びの場を学校以外の部分でも作ってあげられないかということと考えております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 非常にいいことだと思いますけれども、これは3地区全てで開設をするということの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それぞれ3つの中学校区ごとに公民館等、場所を設定してやっていきたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今回こうしたコロナの影響で子どもたち、非常に学ぶ権利を失っているということで本当に大変な思いをしているんだと思います。子どもたちのそうした権利が侵害されて大きなひずみが生じているのも間違いない事実だろうと思いますけれども、学習面

で文科省では学習内容の次年度繰り越しを認めていますけれども、本町では年度内に全ての指導を終えるという方針なのかどうか、その辺確認したい。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

町の教育委員会としましては、小学校6年生、中学校3年生ということだけではなく全ての学年において今年度学ぶべきことはきちんと学ばせる。そういう授業日数、それから授業時間を確保します。はい。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 年度内に全ての指導を終えるということでありましてけれども、このことによって子どもたち、あるいは先生方の大分負担も非常に大きいだらうと思いますけれども、その辺のアフターはどうですか、ケアといいますかその辺はどう考えていますか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

確かに失われた授業日数24日というお話をしました。それを確保するために長期休業の短縮、それから行事の見直し・縮減、あるいは削減によって時数を生み出す。あと、知られていないのが文科省の標準授業時数というのは年間35週間で計算しているんです。実際、今年度小学校中学校見ますと小学校6年生で42週、中学校3年生で41週、ほかの学年では43週間あります。要するに、標準時数よりもともと授業時数に余裕があります。例えば、昨年度も台風で臨時休業がありました。それからインフルエンザで臨時休業もありました。それでも授業時数は確保できるんです。そういうことも含めていくと、教員自身がきちんと現状を踏まえて安心感を持って、いろいろ報道されている中では結構感染状況がひどい地域だったり、ひどい地域の学校のことが言われています。ただ、加美町の現状をしっかりと踏まえた上でこういう状況です、それを子どもたちにも保護者にも伝えて、そして安心感を持たせて確実に教えていくということが大事なのかと思っております。できれば、通常の学校生活を送って今年度学ぶべきことを学ばせる、そういう方向で学校と一緒に頑張って取り組んでいきたいと思っています。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 最後の質問になりますけれども、河北新報の社説に学校再開ということでこんな記事が載っていました。もともと不登校がちな生徒児童にとってこの3か月間は学校に行かなくていいとほっとできる期間だったのかもしれない。それが、今後は学校に行か

なくては駄目な期間、行けない自分は駄目な人間と悲観的に受け取る子どもが出る可能性があるということでもありますけれども、今回こういったことによって登校のハードルは休校前より非常に高くなっているというこうした指摘があります。加美町、不登校の割合が結構県内でも高いです。今行きたくなる学校づくり推進事業に取り組んでいまして、それから様々なこともやっていますよね。それで、少しは改善されているのかと思いますけれども、休校前より不登校がどうなっているのか。増えているのか減っているのか、その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今議員からご指摘があったことについては学校も教育委員会も臨時休業が長期になったということで心配していることであります。加美町では4月8日から新年度スタートしました。そこで5日間授業をしました。その後、臨時休業に入りまして5月11日から各学校ごとに臨時の登校日を設けています。ただ、これは授業日数には数えません。そして5月25日から授業再開したわけですがけれども、厳密に言うと不登校の定義は30日以上ということになりますので不登校はまだいないんですけれども、ただ、昨年度不登校で授業を再開して学校に登校できていないという子どももいらっしゃいます。恐らく、昨年度不登校だった子どもでまだ来られないという子どももいます。ただ、これまで登校日のときに去年不登校だった子どもが登校したとか、それから学校再開して去年不登校だった子どもが自分でやりたいことを見つけて登校して頑張っているという子どももいます。だから、一概には言えないと思うんですが、ただ、少なくとも長期の休業で子どもたちの心が揺れ動いている、あるいは不安に思っている、そういう子どもがいつもよりは多いことは確かかなと思いますので、その辺、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、担任、養護教諭を中心としながら各スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、あるいは関係機関と連携を図りながら子どもたちの様子をしっかりと見ながら取り組んでいかなければならないと思っています。

あと、魅力ある学校づくり今年度3つの中学校区で取り組み始めたと言っていいのでしょうか、これから取り組み始めるところなんですけれども、その大きな目的が、狙いが新たな不登校を出さないということを掲げていますので、ぜひ成果のある事業にしていきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 魅力ある学校づくりということで、新たな不登校を出さないということ

で、そのようにしっかりとサポートをしていただいで子どもたちにケアできるようなそうした支援をやってほしいと思いますけれども、最後に教育長のその見解を聞いて終わりたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今申し上げたことは学校だけではできないことだと思うんです。特に今こういう状況ですので、今宮城県、加美町は多分落ち着いた状態であるレベル1ということで、ただ、これを維持するためには学校の職員だけではできません。一番は移動範囲の広い大人、我々大人がしっかりコロナについての正しい知識を持って正しく恐れて家庭にウイルスを持ち込まない、学校にウイルスを持ち込まないということが一番なのかな。それを学校と一緒に保護者の方にも地域の方にも理解をもらいながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） これで終わろうかと思いましたが、2分ほどありますので最後にごめんなさい。

これも河北新報で拝見させていただきましたけれども、作家で僧侶の玄侑宗久さんという方が福島県の三春に住んでおられまして、芥川賞も受賞された方であります。その方のお話が非常に胸に刺さったとかそのとおりだと思えましたので紹介させていただきたいと思えます。感染症は人類最大の敵だと思いつつ同時に、右肩上がりの幻想から目を覚まさせてくれ、物事を落ち着いて考える時間がもたらされた点は悪いことばかりではないと思うということでありまして、今多くの問題を抱え行き詰っている局面を更新し変革を促す大きなチャンスと捉えたいという話をされております。まさしくそうだろうと思えます。町、町長を中心に執行部の方々、我々議員も町のために、町民のためにこの難局を乗り切りたいと思っているところでありますので、お互いに力を尽くして頑張りたいということを誓ってこの質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして16番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時20分までといたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 報告第4号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（工藤清悦君） 日程第3、報告第4号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、報告第4号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明申し上げます。

本案件は令和2年4月14日午前7時50分ごろ、加美町字旧館1番地内の町道城内一本杉線と町道城内住宅1号線との交差点において、相手方車両が平板ブロックにがたつきが生じていた箇所を通過した際、平板ブロックが浮き上がり車両底部のオイルパンに損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により賠償額が決定したものであります。そこで地方地自法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関する事に当たりますことから、専決処分を今回したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

日程第4 報告第5号 平成31年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（工藤清悦君） 日程第4、報告第5号平成31年度加美郡土地開発公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第5号平成31年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成31年度事業報告並びに決算はお手元に配付しております平成31年

事業年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。以上です。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成31年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

---

#### 日程第5 報告第6号 2019年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（工藤清悦君） 日程第5、報告第6号2019年度株式会社加美町振興公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第6号2019年度株式会社加美町振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の2019年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第4期2019年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 今回のこの決算見ますと昨年度平成30年度からさらに赤字の幅が増額しております。令和元年度は2,000万円を超えました。これにもあるんですけども、資本金が8,500万円、当期末残高が3,360何万円ぐらいです。今現在指定管理料もこの二、三年は減額してきています。このペースでいきますとこの資本金もなくなって、借金もしないと公社の運営はまずできないと思います。この公社については加美町は大株主ですよ。加美町が7割、8割ぐらい持っているのかな。公社はまず町としての大企業と言いますか社員だけでも60何名ぐらいいます。関連する方々、業者等もおります。そこでお聞きしたいんですけども、町長に聞きたいんですけども、この公社をどのように町長考えているのか。どのように今後運営していけばいいのか。公社だから公社にお任せというのではなく、町長としての考えお聞かせください。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 加美町振興公社、加美町にとっては大変大事な雇用の場でもありますし、観光振興の中心的な役割を担う組織でもありますので、非常に重要な組織であると思っております。ですから、これをいかに維持していくのかということが重要だろうと思っております。

す。そういった中で、残念ながら合併して公社も3公社統合して、その統合効果がまだ出ていない。本来ならば経理部門等々一本化し、営業企画部門を強化し、経費を削減し、収益を上げていくというそうした体質にしていかなければならないと思っておりますが、残念ながらそのようにはまだなっていない。社長はじめ努力はしておりますけれども、一層そういった3公社が統合したことの意味というものを十分理解をした上で、社長を先頭に従業員が一丸となって取り組んでいかなければならない。これまでのように何もしなくても収益が上がるが上がるまいが公社が潰れることはないという意識ではなく、しっかりとサービスを向上させて、そしてリピーターを獲得をして、そして収益を上げていくということが大事だと思っておりますので、私は総会の席上でも大株主としてそういったことを言わせていただきました。まだまだサービス、これは客商売ですからサービスの向上、まだまだこれは余地があると、努力の余地があるということを申し上げましたし、それから新しいコロナ後の流れ、さっき米木議員からもありましたように新しい働き方、あるいは休暇の取り方、観光のあり方とありますから、こういったものもしっかりと捉えながら収益を上げていく。こういったことが大事だと思っております。町も支援をしながら公社にはこれまで以上に皆さんに一丸となって頑張りたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長の考えが公社にしっかり伝わっていないのかという感覚なんですけれども、それでいつも私毎年度これを見て思っていたんですけれども、この決算の中に附属書類といいますか各施設ごとの売り上げ、利益がこのぐらいで赤字がこういうもの、入り込み客数がこうだというものが出た年もあるんですけれども、今回はありませんよね。だから、各施設の詳細はわからないんです。町当局ではわかっていると思うんですけれども、まずそれが1点。町には出されているのか出されていないのか。出されていないのであれば出せと言わないのがおかしいのであって、それが1点。

それから旧3町で統合してなったんですけれども、その中にもそれぞれ赤字施設があるわけです。この中で全体的に見ましてコテージ場、パークゴルフ以外はほとんど売り上げ減、お客さんも減が大体実情です。売上高見ましたんですけれども、前年度から比較すると4,700万円ほど一気に落ちているんです、令和元年度が平成30年度から比較して。これは俺自分なりに考えたんですけども、ウォーターパークの営業時間減らしたのも入っていると思うんです。あと、コロナ関連もあると思うんですけれども、この辺が聞きたいのが2点目。

それからこういうことを町長が先ほど言ったんですけれども、町の考え方、町と公社の話し



合いというか今後どうしたいんだと、あっち側でもこうしたいんだと、ここをこうしてくださいと。今回のこの中にも書いてあるんですけども、町と協議が必要な分としてウォーターパーク、10月から3月はオフシーズンにします。その辺の話し合いとかその施設だけではなく全体の施設の考え方を両方でぶつけ合っている姿が全然見えないんです。16番議員も質問したんですけども、観光政策の抜本的な見直しということで質問していたようなんですけども、全然町と向こう、話し合いが見えないのでその3点、お願いしたいんですけども。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

施設ごとの売り上げでございますが、定時総会の資料の施設ごとの利用につきましては、売り上げにつきましては、町で取締役会にも参加させていただいていまして、そのときの資料で入手しております。その結果、全体の利益でプラスになっている施設は薬師の湯だけになっております。以上です。

売り上げの下がっている原因でございますが、昨年、令和2年2月まで売り上げ全体的には下がっているんですが、経費等見ていきますと2月までは経常利益127万9,548円ということでプラスで推移しておりました。今回の3月のコロナの影響によりまして2,000万円マイナスになったという状況でございます。町と公社との話し合いでございますが、職員が公社に足しげく通いましていろいろ相談はさせていただいております。私も4月になってから社長とお話ししてプールの秋口からの休止についてのお話もさせていただいて、今までほかの県とかでプールを秋から閉めることによってポンプとか水回り関係の支障が出るのではないかとのお話もさせていただいて、循環をきちんとして翌年度すぐ使えるような準備をするというお話とかはさせていただいております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 各施設の附属資料については公社の出した9ページにあるんですけども、利用人数と売り上げということで何%と書いてある。こんな程度なんです。もっと詳しく書いたものが例年があったんです。そういうのがないということをお話したので、できれば我々にもそれを付けて出して、来年からでいいんですけども、出していただきたいです。

あと、このコロナの関係で2月以降というか2月、3月関係しましたからぼんと落ちて2,000万円ぐらい、4,700万円の減になっているのは今年2,000万円だからその分の赤字ということでもいいんだね。それで、コロナ関係で最後にお聞きしますけれども、これにも書いてあ

りますけれども、2月からは予約がほぼ全部キャンセル、3月の売り上げが40%の減少ですと書いてありますね。この関係で、今回のコロナ関連で支援策というか手立てというか何も国で出している中にもあるのが町ではなければどのように考えているのか、その辺お聞きします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

支援といたしまして国の給付金200万円のものとは休業の協力の分、県と町の分の30万円、そのほかに町の独自の事業の分の上乗せに今なっております。一番施設の営業を圧迫しているのが従業員の給料でございます。休業をせざるを得なかった状況で120名の方の雇用をお守りして、賃金は支払っております。そちらが国は休業して職員を休ませて休業手当を払った場合にその手当を国から支給するという仕組みになっておりますので、これを何とか営業を続けて、休業はしているけれども雇用を続けたという施設に関しても何か手立てをしていただけるようなことがないかということで、一応県には要望しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑はございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私も4番議員さんと重複するところがあるかと思うんですが、振興公社の中のどこが、どこの店舗というか事業所が低迷しているのか。そこのでこ入れを根本的にしていったほうがいいのか、それとも回復の見込みがないようなところは大胆に見直す必要があるかどうかということに気にして昨年との比較をしながら資料を見てきました。でも、外部からの第三者の言い分なので勝手に見えるかもしれませんが、私は今まで町のイベントがなかなか振興公社の収益にうまくつながらない、交流人口はあってもさっぱり利益につながらないのではないかとこの声は何度もあったんですが、それはうまくイベントを利用していかなければ個々に振興公社が人を交流人口を呼び込むことはできないと思うんです。それで、今回はでもこの資料の中にイベントをうまく利用していこうという中長期基本方針の3番の中にきちんと明示されておりましたので、イベントをうまく利用することで収益にもつなげていこう。そうした改善策があちこちに見られました。それで、今後はぜひ期待していきたいと思っています。その中の例として、例えばどどんこ館のグルメ研究所メニューの開発というか提案をして今実施していますが、その状況がどうなっているのかお聞かせください。

それから、わからないところがありました。交流センターのホテル、レストラン、イベントホール貸しスペース関連事業へ路線変更の可能性とあるのはどういうことなのか理解できなかったんで説明をお願いします。それから、ワサビ栽培園のなかなか上向きになっていかな

いような状況があるかと思うんですが、今の担当人員の確保が課題となっていますが、その状況についてもお願いします。ゆ〜らんどについては利用頻度が低いゆ〜ルームの廃止、サウナ廃止とありますが、そこのところも説明していただけたらと思います。

あと、具体的なカラー版で振興公社の林泉館とかワサビ栽培園とかのすごい具体的な本年度の計画が載っていてとてもわかりやすいとは思って見えていますので期待していきたいところです。最初の質問についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

どどんこ館のメニューでございます。グルメ研究所で出店させていただいて各国のメニューをお出しして好評を得ているところですが、今回コロナの影響でなかなか苦戦しているところでございますが、ただ、テイクアウト、お弁当のほうでいろいろガパオライスとか変わったものを出していただいて、役場のほうで低価格、500円、550円を出していただいているので、職員の中でもグルメ研究所から、グルメ研究所、ゆ〜らんどになるんですが、ゆ〜らんどにお願いしてお弁当はとらせていただいております。

交流センターの貸しスペースということでございますが、こちらの入り口入って左側の展示スペースの貸し出しをメインにするということで書かせていただいております。ワサビの栽培に関しましては、今年度になってから農林課にご相談しまして、6次化の事業を模索している状況でございます。商品をいろいろ研究しているんですが、販売のソフトの事業で取り組みたいということでございました。ゆ〜らんどゆ〜ルームに関しまして利用頻度が低い、外側にあった水着を着て入る温泉の部分になります。そちらを休止させていただいて、サウナもその室内に1つだけございました。男女一緒に入るサウナでございますが、そちらも休止させていただいております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 由子さん、よろしいですか。

町長、一言だけ。営業の売り上げに貢献していないという話だったんですけども、以前の町長の答弁では売り上げ貢献できるというお話、売り上げの貢献。イベント開催が売り上げの。

○町長（猪股洋文君） イベントの効果は確実にあります。データの的にもこれはあります。前年比で増えているところもあれば前年並み、何もしなければ減っていたであろうところが何とか前年並みに抑えられているというのはこれまでもございますので、イベントの効果はありますが、ただ、私はもっとイベントの効果を経営努力でイベントの効果を高めることができ

ると思っております。ですから、イベントを十分に生かし切れていないと思っておりますので、なお一層、まさに職員が一丸となって同じ目標に向かって、株式会社ですから利益を出していく、できれば株主にも分配するぐらいの気持ちで経営をしていただくということが私は大事なんだろうと思っております。意識改革、これをぜひ社長も頑張っておりますけれども、なお一層努力をしてほしいと思っておりますし、町としても支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私もそう考えてはいます。うまく利用しなければ振興公社だけで人を呼べないのではないかと考えていましたので、町が収入まで関わるというそういうのは町にとってはなくてはならない公社ですので、もちろん町と一緒にやっていかなければならないとは思っています。うまく町の支援を受けながらうまく自分たちも経営努力をしていただけたらいいなど。その努力の今回は方針が明確に示されたので大いに期待したいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 答弁は要りませんね。

その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号2019年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

---

#### 日程第6 報告第7号 平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（工藤清悦君） 日程第6、報告第7号平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告7号平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の平成31年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告7号平成31年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

---

日程第7 報告第8号 令和元年度株式会社かみでん里山公社決算について

○議長（工藤清悦君） 日程第7、報告第8号令和元年度株式会社かみでん里山公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第8号令和元年度株式会社かみでん里山公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社かみでん里山公社の令和元年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第2期事業報告及び決算書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号令和元年度株式会社かみでん里山公社決算についてを終了いたします。

---

日程第8 報告第9号 令和元年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤清悦君） 日程第8、報告第9号令和元年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第9号令和元年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は令和2年3月第1回定例会に上程し、議決を頂いておりました令和元年度加美町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費について集落基盤整備事業のほか20事業及び同年3月第3回臨時会に上程し議決を頂いておりました補正予算（第8号）の繰越明許費1事業と合わせて計22事業の繰越明許書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号令和元年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第9 報告第10号 令和元年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤清悦君） 日程第9、報告第10号令和元年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第10号令和元年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は令和2年3月第1回定例会に上程し議決を頂いておりました令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の繰越明許費について公共下水道雨水管渠工事のほか2事業について繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号令和元年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第10 議案第39号 加美町税条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第10、議案第39号加美町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第39号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減を行うもの、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長をするもの、町税の徴収猶予制度の特例等の措置を講じるものなどです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号加美町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第40号 加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第11、議案第40号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第40号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は宮城県後期高齢者医療広域連合における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための傷病手当金の創設により、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が令和2年4月24日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、町において傷病手当金の支給に係る申請書提出の受け付けを行うことができるようにするものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての採決を行います

す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第41号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

- 議長（工藤清悦君） 日程第12、議案第41号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第41号加美町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被用者の感染したときまたは感染が疑われるときにおいて、休みやすい環境整備にするための傷病手当金の創設に伴い所要の改正を行うものです。

国民健康保険制度における傷病手当金については条例を制定して支給することができる任意給付とされ、今般、国内の感染拡大防止の観点から保険者が傷病手当金を支給する場合に国が特例的な措置として支給に要した費用について財政支援を行うこととされました。なお、対象者は被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者などが労務に服することができなくなった日から3日後の服務に服することができない時期における直近の給与収入等の3分の2を支給する支給額とし、令和2年1月1日から規則で定める期間までを適用するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

- 14番（佐藤善一君） 第15条にあります感染が疑われるときということがありますが、そういったときに手当金を支給するということではありますが、感染を疑われるときというのは誰が判断し認定するものか。

- 議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。



○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

感染、この間でもすけれども県内で感染者が出た場合、感染者の感染経路ですとか濃厚接触者、そういったものが調査、県で行います。例えば家族ですとかそういった濃厚接触者についてはまず自宅待機して、あるいはPCR検査受けるまで自宅で待機してくださいという形で仕事はしないでくださいということになりますので、そういった県からの指示によって感染が確定する前の段階、疑われる段階、そういった方が対象にしているものと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 条例の施行は過去を遡ることができないというのが基本だと思いますが、令和2年1月1日からというのはどういうことを想定してのものか。その理由について。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 対象者を1月に遡って対象者とするということでございます。感染が疑われる方、すぐにはわからないということもありまして、また、今回のコロナウイルスの感染拡大が今年に入ってから急激に増えてきたということもありますので、コロナによって不利益を被った方に対して遡ってそういった方も対象にして支援といいますか助成するという意図からこうなっていると思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 結構複雑な制度かなと思うんですが、この制度の円滑な施行に向けて第三者的な機関を設置する必要はないのかどうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 感染者に関しましてはその情報等、感染疑われるものもそうですけれども、県でそういった部分について調査なりあとは決定ということを行います。そういったことについて町に対して今のところそういった機関を設けてはということは今このところ県からは何も来ていないという状況です。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号加美町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第42号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第13、議案第42号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第42号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例は町がマイナンバー法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合などに条例で定める必要があることから、平成27年に制定されたものです。本案件は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び加美町地域生活支援事業実施規則に基づき町が実施する日常生活用具給付のほか、生活支援関連事業において手続の簡素化による利用者負担の軽減と行政運営の効率化を図るため、マイナンバー法で定める独自利用事務として個人番号を利用した情報連携をすることができるよう所要の改正を行うものです。

改正の内容は別表第1に実施期間及び対象事務を、別表第2に対象事務に必要な特定個人情報を特定する規定を加えるものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第43号 加美町手数料条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第14、議案第43号加美町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第43号加美町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、マイナンバー通知カードの新規発行や記載事項の変更手続等が廃止されたことにより再交付申請に伴う手数料の徴収がなくなることから所要の改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号加美町手数料条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号加美町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第44号 加美町障害者自立支援施設条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第15、議案第44号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第44号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は町が開設している障がいのある方のための支援施設のうち、加美町障害者自立支援センターの定員について見直すものであります。

障がいのある方の社会参加に対するニーズは年々高まってきており、就労、生活介護等の支援は今後ますます必要となることから、同施設の指定管理者である社会福祉法人大崎誠心会と協議し、対応が可能と判断された4名分を定員に加え、1人でも多くの方を支援できるよう定員を現在の40名から44名に改正するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ただいまの説明によって40名から44名の定数に変更するということなんですが、例えば施設を運営する際の広さであるとかそれに関わる職員の人員の配置等々とかあると思うんですけども、4名ということは何のような根拠からその4名なのか。5名とか6名とか数を多く受け皿を用意しておくというふうに一般的には考えがちなんですが、今回の4名というこの根拠をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

この施設、昨今支援学校を卒業した生徒さんたち、そういった方の利用が増えているということで今回定数を増やすということです。先ほど町長からもちょっと触れていましたが、この定員につきましては面積ですとか職員の数、そういったものによって決まってくるということです。ですから、現在の施設の面積、あるいは職員の数、そういったところから今回は4名の増にしたと。ただ、4名で目いっぱいかというところではないようで、多少まだ余裕はあるということでしたが、今回利用の見込みですとかそういったものを勘案しまして4名ということにしたということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ということであるとすれば、加美町字穴畑59番地の1の収容可能人員、最大限何名ということになりますか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

申し訳ありません。現在のもので最大で幾らまでかというのは把握しておりません。申し訳  
ございません。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま  
す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正についての採決を行います。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号加美町障害者自立支援施設  
条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第45号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第16、議案第45号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題と  
いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第45号加美町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関  
する法律による介護保険法の一部改正により消費税率10%の引き上げによる増収分を財源と  
して所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を拡充するため所要の改正  
を行うものです。

改正の内容は、従来から行われてきた第1段階から第3段階までの1号被保険者の減額化に  
係る減額幅について軽減強化の財源が年度化されることに伴い、減額幅を定める改正を行う  
ものであります。

議会資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。  
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号加美町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校  
トイレ改修工事）

日程第18 議案第47号 工事請負契約の締結について（令和2年度東小野田小学  
校トイレ改修工事）

日程第19 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校ト  
イレ改修工事）

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第17、議題46号工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事）、日程第18、議案第47号工事請負契約の締結について（令和2年度東小野田小学校トイレ改修工事）、日程第19、議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事）、以上、3件は小学校のトイレ改修工事でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第17、議題46号工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事）から日程第19、議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事）までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第46号から議案第48号までは小学校トイレ改修工事請負契約の締結についての案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は町内でも特に西洋化率の低い小学校の大便器の洋式化とトイレ内の全面リニューアル

ルを行うことにより学校で排便を我慢する子どもたちの減少など教育環境の改善を図ることを目的として改修工事を行うものであります。

工事の内容として、賀美石小学校では児童用トイレ4か所、職員トイレ2か所、厨房トイレの全面改修と多目的トイレの新設のほか、体育館等のトイレの全面改修を行うものです。東小野田小学校では児童兼職員トイレ合わせて12か所、多目的トイレ、厨房トイレの全面改修と体育館等トイレの全面改修のほか体育館等のバリアフリー化を目的とした玄関スロープ等新設をするものです。鳴瀬小学校では児童用トイレ6か所、職員トイレ2か所、厨房トイレの全面改修と多目的トイレの新設のほか、体育館等トイレの全面改修を行うものです。

6月3日、それぞれ6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、議案第46号の令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事については株式会社佐藤建設が5,200万円で落札しましたので、同代表取締役佐藤浩司と、議案第47号の令和2年度東小野田小学校トイレ改修工事については小野田建設株式会社が9,190万円で落札しましたので、同代表取締役高橋 毅と、議案第48号の令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事については丸か建設株式会社が6,100万円で落札しましたので、同代表取締役佐々木浩章とそれぞれ工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

工期は賀美石小学校と鳴瀬小学校は10月31日まで、東小野田小学校は11月31日までとしております。なお、本事業については国の公立学校施設整備費学校施設環境改善交付金を活用して実施するものであります。

議案資料として指名競争入札に関する調書と図面等を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議題46号工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議題46号工事請負契約の締結について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号工事請負契約の締結について（令和2年度東小野田小学校トイレ改修工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号工事請負契約の締結について（令和2年度東小野田小学校トイレ改修工事）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時35分までといたします。

午後3時22分 休憩

---

午後3時35分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第20 議案第49号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）

○議長（工藤清悦君） 日程第20、議案第49号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第49号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）についてご説明申し上げます。

本案件は住民バス車両のうち定時定路線運行で使用しているリース車両が初年度登録後19年を経過し、維持管理が困難であることから新たに購入するものです。



5月22日、6社を指名し指名競争入札と行いましたところ、旭重車輛株式会社が949万5,000円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため地方自治法第96第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和2年12月25日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第50号 物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）

○議長（工藤清悦君） 日程第21、議案第50号物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第50号物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）についてご説明申し上げます。

本案件は加美町消防団第1分団第2部第2班並柳班、第2分団第2部第2班上多田川下班、第3分団第1部第4班四日市場地区班に配置しておりました小型動力消防ポンプ付積載車3台が更新時期を迎えましたことから、新たに購入するものです。

5月28日、7社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社古川ポンプ製作所が1,586万9,700円で落札いたしましたので、同代表取締役氏家英喜と物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和3年3月15日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今回3か所更新ということなんですけれども、その前に更新された物、小型の軽のワゴンタイプの積載車になっておりますが今回もそのタイプであるのかの確認と、今現在軽トラックタイプのものでまだ残っておりますが、順次このタイプに全て交換していくということなんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

まず第1点目、ご質問のとおり今回につきましてもワゴンタイプの後ろの部分にもキャビンが付いて4人が乗れるタイプのものでございます。今後も軽自動車に関わる積載車につきましてはきちんと4人が乗れる車両ということで購入を計画するところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 古いタイプ、あとどのぐらい残っていますか。それ、かなりの金額になってくると思いますので、一応聞いておきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいま、今回更新する車両につきましては26年が経過している車両でございます。その後も20年以上経過している車両が20台ございます。当然、車両なりポンプなり何らかの故障があったときに修理不能ということもありますが、今のところ、とにかく単純に古い車両から起債事業並びに市町村総合振興補助金を活用しまして3台ずつ購入していくということで今現在進めているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） もう1点、ちょっと気になることがあって、今回消防演習なかったの  
であれなんですけれども、毎回消防演習あるときに古川ポンプさん来て機械器具点検のとき  
に指導しますよね。それで、不具合があった場合には古川ポンプさんが来て修繕したりとい  
うことになるんですが、今回万が一、古川ポンプさん以外で落札になった場合、こういう場  
合、この車両についてはどうなるんですか。古川ポンプさんがアフターをするということ  
はないと思うんですが、その辺、確認させてください。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 購入後のアフターということですが、基本的には落札した納入  
事業者の方にアフター等も含めてお願いするということになります。消防演習なり、あるい  
は各班の機関員の方々が何らかの形で異常等あったときには直ちにこちらに連絡いただきま  
して、早急に修理をするということになります。その辺も同じようにたとえ事業者が違っ  
たにしてもそういった対応でお願いするということになるということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま  
す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車  
購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号物品購入契約の締結につ  
いて（令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第51号 物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機械（1  
1 t 級車輪式除雪ドーザ）購入）

○議長（工藤清悦君） 日程第22、議案第51号物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機  
械（11 t 級車輪式除雪ドーザ）購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第51号物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機械（11 t 級

車輪式除雪ドーザ) 購入) についてご説明申し上げます。

本案件は小野田地区に配備しておりました11 t 級車輪式除雪ドーザが15年経過し更新時期を迎えましたことから、新たに購入するものです。

5月22日、6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニーが1,644万5,000円で落札いたしましたので、同社の杉山 靖と物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和3年3月22日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番(佐藤善一君) この契約金額でありますけれども、新車購入と下取り価格の差額、差金だけのみの計上なのかどうか。

○議長(工藤清悦君) 建設課長。

○建設課長(長田裕之君) 建設課長です。

こちらの除雪機械の更新なんですけれども、あくまでも除雪機械の耐用年数が8年なんですけれども、8年以上経過して大体15年ぐらいの機種を更新を行うということで事業を進めております。こちらの事業につきましては国の交付金を活用して行っております。先ほどの下取りという話なんですけれども、あくまでも新しい機械を購入をして、更新対象になった機械は15年の経過、まだ経過を15年しかしていませんので倍ぐらいの33年ぐらいまで所管替えをして使用するという事になっております。以上です。

○議長(工藤清悦君) 14番佐藤善一君。

○14番(佐藤善一君) 下取りは全然なかったということですか。鉄くず売っても1トン幾らという形であるかと思うんですが、その差金のみの計上かどうかということですか。

○議長(工藤清悦君) 建設課長。

○建設課長(長田裕之君) 建設課長です。

先ほど説明不足なんですけれども、下取りという形ではなくあくまでも小野田地区の除雪機械を更新しておりますので、同じところ、小野田地区でその機械を使っていくということに

なっています。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号物品購入契約の締結について（令和2年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第52号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）

○議長（工藤清悦君） 日程第23、議案第52号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第52号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）についてご説明申し上げます。

本案件は賀美石小学校に配備しております児童送迎用スクールバス2台のうち、導入から16年が経過したスクールバスを更新するものです。

5月22日、6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、旭重車輛株式会社が858万円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和2年9月30日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立賀美石小学校児童送迎用スクールバス購入）は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第53号 物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）

○議長（工藤清悦君） 日程第24、議案第53号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第53号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）ご説明申し上げます。

本案件は小野田中学校に配備しております生徒送迎用スクールバス4台のうち、1台が導入から19年を経過し更新時期を迎えましたことから新たに購入するものです。

6月3日、6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、浅野自動車株式会社が1,779万9,990円で落札しましたので、同代表取締役浅野善雄と物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和2年12月25日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号物品購入契約の締結について（令和2年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第54号 令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）

○議長（工藤清悦君） 日程第25、議案第54号令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第54号令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,749万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ154億6,835万2,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、県支出金として担い手確保経営強化支援事業補助金913万5,000円増、繰入金として森林環境譲与税基金繰入金451万8,000円増などであります。

歳出の主なものについては、農林水産業費で担い手確保経営強化支援事業補助金913万5,000円増、林業費の直営工事等労務費等451万8,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今町長から説明ありましたが、林道費についてですが、こちらの林道費の明細は載っておりますけれども、この内容についてお聞かせいただきたいと思い

ます。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 森林整備対策室長です。

ご質問にお答えします。森林環境譲与税ということで、昨年令和元年からスタートしております、今年度、昨年939万円の交付があったんですけれども、それが今年倍増されました。1,890万円ということで、その倍増になった理由というのは昨年千葉県等で発生した台風15号で電柱に倒木などがございまして11日間とか長期間にわたって停電したり丸森町などでは土砂災害が発生してそちらで11名の犠牲があったりということで、災害を防止するために森林環境譲与税を使ってくださいということで林野庁から今年通知がございまして、それに伴って当初予定しておりませんでしたけれども災害を未然に防止するための林道施設の水切り板の設置をしたりして災害を未然に防止するという事業であったり、支障木を伐採して強風による倒木で通行止めになったりしないようなそういったものの事業、それから森林の整備が必要な場所を調査するために道刈りを行って森林整備が必要かどうかといった災害が発生しないための事業をやるために両支所と協議をしながら6月補正で計上させてもらって、それらの被害が未然に防止されるような事業をやっていくというものについての今回の補正予算の内容になってございます。

○議長（工藤清悦君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） なぜこういう質問をしたかと言いますと、先月遭難の捜索がありまして、私も1日現地にいたわけなんですけど、非常にキャンプ場の入り口に、荒沢の自然館からキャンプ場の入り口に行くまでの林道もかなり傷んでいたということがありまして、そういったものに使うことはできないのかどうかということがひとつ疑問があったものですから質問いたしました。今室長の話ですと災害の未然防止ということなんですけど、こういった林道の整備というのは使い方はできないものかどうか、その点について。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 味上議員さんから今ご質問頂いた林道の整備というのは通常の整備ということで、いつもですと山はゴールデンウイークが明けるまで雪があったりして行けないということがありまして、6月に入りますと各支所で現場の管理という形で砂利を敷いたり林道行っていただくとお気づきだと思んですけど、砂利を結構ストックしているのはそういった洗掘されたところに敷き詰めて敷きならしを行うというのが今やっている作業でございますので、通常の管理というところではこれからそういったところが整



備されていって、去年ちょっと崩れて何も補助災害にできないまでもそのままにしておく  
崩落してしまうといったようなところはあらかじめこういった森林環境譲与税で直しておい  
て、ひどく壊れないようにするような未然防止の観点ということで、通常の管理と未然防止  
の管理ということで分けて今回考えて計上させてもらっています。ですので、味上議員さん  
が見ていらっしゃったところは通常の業務で整備するということになりますので、よろしく  
お願いします。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 歳出の6ページのまち・ひと・しごと創生費の中の移住・定住促進費、  
広告料55万円、下の委託料で同じ額ということで移住促進事業委託料55万円、多分これが関  
連しているのかという思いがしておりますが、新たに令和2年度で移住促進事業を新たな事  
業を展開するために委託料ということにしているのかどうか。その事業内容についてお伺い  
します。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

移住・定住促進費の広告料55万円減額しておりますが、こちらは当初で首都圏で行う移住セ  
ミナー、あと移住相談を行うための広告料ということで計上させていただいておりました。  
今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いましてそういった移住セミナーとか相談会がで  
きない状況でございますので、こちらを減額をいたしまして新たな移住促進事業というこ  
とで組み替えをさせていただいております。

新たな移住促進事業の内容なんですけれども、こちらは若い方、大学生も含めてなんです  
が、就農を目指す方向けのインターンシップ事業をやりたいということで計上をさせていた  
だいております。内容につきましては、インターンシップ事業を行うためのパンフレットと、  
インターンシップを募集するサイトというのがあるんですが、そのサイトに登録するための  
経費、あとは受け入れする農家に対する研修費用等々がこの委託料に含まれてございます。  
なお、この事業を行う上でひと・しごと推進課が中心になるんですが、農林課と農業振興対  
策室、JA加美よつばと連携して準備を進めているというところでございます。以上ござ  
います。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうしますと、全く新しい新規事業ということなんです、全国に発信  
するというので全国から募集をかけるということになろうかと思いますが、仮にもその

方々が就農して新規就農に移行するとなった場合についてもお考えはお持ちでしょうか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

最終的には、今三浦議員がおっしゃいましたように加美町に定住をしていただいで就農していただくというのが最終的な目標でございます。その最初、きっかけづくりという形で農業系の大学生が加美町の農業者と関係とといいますかインターンシップを通じて関係を持っていたとといいますか、その関係を維持していただいで最終的には協力隊になっていただいで3年後に就農とか、あとは法人ですとそのまま法人に就職していただくとか、そういったことにつながればいいのかとと考えてございます。

○議長（工藤清悦君） そのほか、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号令和2年度加美町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第26 議案第55号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第26、議案第55号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第55号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出それぞれ25億7,060万円とする補正予算であります。

歳入については県支出金の特別調整交付金を60万円増額し、歳出については保険給付費において傷病手当金60万円の追加を行うほか、令和元年度国保制度関係業務事業費補助金の確定

に伴う返還金の増額と予備費を全額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 傷病手当金であります。先ほどの条例改正に伴う第2波に備えての対策だろうと思いますが、この60万円の積算根拠についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

こちらの積算ということで、コロナの感染者がいつ何人どういった方がかかるか、なかなか予測は難しいわけですが、まず県内で仮にですけれども500人感染者が出たと想定しますと、宮城県の人口230万人としますとその割合でいきますと加美町の被保険者数からしますと1人ということになります。県内で500人出ると加美町で1人という割合になる。その1人の感染者が出るということになりますと、その周りには当然濃厚接触者、家族ですとか会社員であれば同僚ですとかいろいろそういった方が出てきます。そういった方、濃厚接触者も含めると5人程度いるという、あくまで想定ですけれども5人という想定をしております。県内の平均給与月額から1日の平均給与の日額を出しまして、その3分の2を掛けて60万円ということで算出しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 最長で1年半ですから。退院して自宅療養、あるいはまた精神的な面もあるでしょう。職場復帰まで考えると60万円はすぐ飛んでしまうような感じがするわけですが、これにしても出ないほうが得策でありますけれども、増額する考えはないのか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

この傷病手当が出る対象となる期間といたしますのが、コロナによって就業できなかった期間となります。ですので、大体コロナが感染して発症しまして入院している期間が15日程度とこれまでの例からですけれども。15日間入院した、そこから最初の3日間は除かれますので、そうすると12日間ということで今回5人掛ける1万円掛ける12日間ということで60万円と算出したところですので。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第56号 加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（工藤清悦君） 日程第27、議案第56号加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第56号加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年1月に委員に1名の欠員が生じたことから3月2日から4月2日まで公募を行い、その後、農業委員候補者評議委員会において審査し、その答申に基づき佐々木照義氏の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。任期は残任期間であります令和4年3月31日までとなります。

議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第56号加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で表決を行います。

議場の出入り口を締めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤清悦君） ただいまの出席議員は17名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に10番沼田雄哉君、11番一  
一條 寛君を指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よつて、開票立会人に10番沼田雄哉君、11番一  
一條 寛君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤清悦君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と  
記入願ひます。なお、投票による表決においては賛否を表明しない投票及び賛否が明らかで  
ない投票は反対と見なします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤清悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票においては議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番  
号と氏名を呼びあげますので、順番に投票願ひます。

点呼を命じます。事務局長、願ひいたします。

〔投 票〕

○議長（工藤清悦君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認め  
ます。投票を終了いたします。

開票を行います。10番沼田雄哉君、11番一 一條 寛君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（工藤清悦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

うち、有効投票 17票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票であります。

よって、議案第56号加美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第28 議案第57号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（工藤清悦君） 日程第28、議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は加美町教育委員会委員田中美知子委員の任期が6月25日までとなっておりますので、新たに千葉里絵氏を教育委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。任期は令和2年6月24日からの4年間となります。

議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で表決を行います。

議場の出入り口を締めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤清悦君） ただいまの出席議員は17名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に12番伊藤 淳君、13番伊藤信行君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に12番伊藤 淳君、13番伊藤信行君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤清悦君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、投票による表決においては賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対と見なします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤清悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票においては議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長、お願いいたします。

〔投票〕

○議長（工藤清悦君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。12番伊藤 淳君、13番伊藤信行君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（工藤清悦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

うち、有効投票 17票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

賛成 6票

反対 11票であります。

以上のとおり、反対が多数であります。よって、議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意しないことに決定いたしました。

議場に入出口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

#### 日程第29 議員派遣の件について

○議長（工藤清悦君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により議員の派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件についてこのとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはこのとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（工藤清悦君） 日程第30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により総務建設常任委員会委員長早坂忠幸君より健全で持続可能な行財政運営と政策課題について、安全で快適に暮らせる生活基盤の整備について、請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願について。

教育民生常任委員会委員長沼田雄哉君より幼児学校教育及び生涯学習の環境整備について、保健医療及び福祉体制の充実について、陳情第1号宮城県に対し小中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書について。

産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より農林商工及び観光に関する振興策について、地場産業・伝統産業の育成策について。

議会広報常任委員会委員長高橋聡輔君より議会だよりの編集に関する事項について。

議会運営委員会委員長早坂伊佐雄君より本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会改革・議会活性化等について。

放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について。



筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂忠幸君より筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について。

以上、7委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月17日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和2年加美町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後4時40分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月11日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 一條寛

署名議員 伊藤淳